

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第4集／1923年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA5判に縮小した。)

日本勞動年鑑

(年貳拾正大)

大原社會問題研究所

緒言——大正十一年大觀

大正十一年は日本の社會をして未だ曾て經驗しなかつた新しい事實に面接せしめ、日本に於ける社會問題に新しい形貌を附與せしめた。

一昨年四月の恐慌の後を享けて、恐慌に次ぐに恐慌を以てし、さしもに誇らしげに振舞つた事業界の根柢を覆滅し終るかに思はれたものが、豫想に反して、時々小戻りの状況をさへ示して、時に好景氣再來の福音(?)をさへ思はしめたものがあつた。さりながら假令其後、大恐慌の襲ふものなかりしとは云へ、大勢は之を如何ともすることを得ずして、事業界の各方面に極度の緊縮を示現し、遂には工場の閉鎖と大規模の解雇とを暴露するに至つた。殊にワシントン會議の結果による海軍々備縮少と、第四十五議會に於て衆議院の全院一致を以て可決されたる陸軍々備縮少に關する建議案の結果は、夫等と直接關係ある直轄工場は云はずもあれ、民間の各種工場延いては一般事業界に影響なしには止まなかつたのである。

以上の事實は直接労働界に反影して、其處に「失業」てふ儼然たる事實を生むに至つた。斯くて都市に於ける大正十一年の労働問題は此の「失業」を中心として展開を見たのである。而して労働争議が、假令労働的原因によつて發生したるものは其割合高からずして、能動的原因に

よるもの尙ほ可成り多くを占めゐるものありしとは云へ、此の能動的原因の内容を詮索し來る時は、工場委員制度の確立、團體交渉権の確認と云ふが如き攻勢的性質に屬するものは、殆んど絶無と稱し得べくして、其殆んど全部が賃銀引上、労働時間短縮の要求と相應じて、解雇手當制度の改正、否、解雇手當制度の設定を欲求するものであつた。以て失業に對する不安が、如何に都市労働者の階級を脅威しつゝあつたかを推知し得ると信ずる。然かも夫等の爭議は、二三の例外はある、何れも労働者側の慘敗に終を告げるを見る。各地に行はれたる労働祭に際して決議されたものゝ間々あつて、最も痛切に、しかも最も光つて居た生存權の確立てふ一標語は、以上の事實を背景として凄惨なるものであつた。

既に述べたる事業界の情勢に加ふるに爲替相場の關係は對外貿易の上に日本をして甚しく不利なる狀態に置いた。此の事實は日本の資本家階級を動かさずには居なかつた。斯くて曾ては消費の增高と物價の釣上とに努力して居た資本家階級をして、一朝にして消費節約物價低落の運動の急先鋒に豹變せしむるに至つたのである。

斯くの如くにして大正十一年の前半は労働者階級の對失業運動に過ぎ、其の後半は資本家階級の消費節約運動に終つたのである。

國內に於ける事業の緊縮と失業の不安とに加ふるに、海外移民の問題は依然として行き詰

りの状態にある。而已ならず鮮人の内地に移住するもの漸く多きを加へ、大正十一年の夏以後、大阪市の如きは毎月幾千の鮮人労働者を迎へつゝあつて、底止する所を見ざる情勢にある。此の現象は内地労働者に對すると同時に、移入労働者それ自身に對しても、近き將來に残される大きな問題を提供するものであらねばならぬ。而して大正十一年は既に此の方面にも二三の細漣を揚げてゐる。

以上の如き社會事實は社會思想の分野に影響なくして止み得べきものでない。已に其の萌芽は存しつゝも、尙ほ開展を見ずについた社會思想に於ける二つの大きな傾向——アナーキズムとボルシエヴィズムとの一が、割然と其の分化を遂ぐるに至つたことは、大正十一年に於て忘るべからざる出來事である。而して社會主義的運動でいよ／＼陰性に赴き、所謂不穩文書事件が全國各地に傳へられて、よし夫等凡べてが所謂主義者によつて起されしものに非ずして、一種の流行的表現たるものもあつたにせよ、然かも尙ほ斯種の事柄が流行の一つとして認めらるゝ其處に、考ふべき多くの事が横はりゐるを見遁がす譯に行かぬのである。

社會思想の此の二つの傾向に相對應して、労働運動の領域にも、それと並行せる二箇の流を認めることが出来た。其の組合組織の原則に於て、集中合同論に立つものと、自由聯合論に據るものとが、漸く其の意識を明確にし、遂に最後の絶縁を宣言するに至つたのも、實に大正十一

年であつた。一般に労働運動の根柢を流るゝ潮流は、已に前年の理想主義的境地を去つて、現實主義的領地に進んで來た。普通選舉の『理想』に政治運動を認めた時代は遠く去り、團體交渉權の『追求』に政治運動を認めなかつた時代も亦逝いて、無產階級の政治運動に新しい意味を發見する様になつたのも、亦實に大正十一年であつた。労働祭の標語に『勞農ロシアの承認』の一句があつたことは、斯かる意味に於て忘るべからざるものである。

事業界の不振は俸給生活者の範圍にも當然響かざるを得なかつた。斯くて從來は俸給生活者運動の中堅を作つて居た觀のあつた會社員と教員とに退職と苟安とを以てしたものなるに反し、官公吏員の間に一種時代の動きを仄見するやうにせしめたことは留意すべき現象であつた。殊に軍縮の事實に遭逢した軍人階級——曾ては夢寐だもせざりし失職の事實に當面した軍人社會が、如何なる社會現象のモチーヴになるかは未知の問題であるが、兎に角、斯かる事實を生み出したものは實に大正十一年であつた。

然るに『失業』を中心とする都市の社會問題とは全く異つた相貌を示すものは農村に於けるそれであつた。小作問題は本年に入つて益々緊張の度を加へ、朝野の視聽を蒐めた觀がある。小作爭議の戰術が從來の不作同盟又は小作地返還より移つて、小作料不納に變じたことは、問題解決の緊急さを一層加へたものがある。政府は之に對する對策として、二百三十六年を期

して現存の小作地を全部自作化せんとする遠大なる自作農創定案を樹てたと傳へられ、農務省の小作制度調査會は小作爭議調停法案を作つて、第四十六議會へ提出したが、衆議院の委員會に於て握り潰しの運命に遭遇した。地主の対策としては從來の慰撫の方策より漸く對抗の方策に赴くものあると同時に、各種の原因による農場放棄の企が傳へられた。斯かる間に日本農民組合が生れたのが實に大正十一年であつた。

之を要するに、大正十一年は社會問題の各方面に、全く新しき出發點を踏み始めた年であつたと云ひ得る。赤化防止團が生れ、國粹會が活動した。それと同時に過激社會運動取締法案が社會の是非の論の間に葬り去られて、勞農ロシアの承認てふことが、勞働者階級と共に、資本家階級にも、其の所因は全然異なるにもせよ、可成り眞面目に考へらるゝ様になつたことは、大正十一年を象徴するに最もふさわしき事柄ではあるまい。本年鑑は此の新らしき出發點を踏み出した大正十一年に於ける日本の社會問題の各方面に於ける狀態と経過と、之に對する施設及び対策に關する記録である。

最後に本年鑑を編纂するに方り、多くの資料と便宜とを與へられた公私の各團體並に各位に對して深甚の謝意を表すると同時に、尙ほ將來の年鑑の爲めにより多くの助力と助言とを切望する次第である。

日本労働年鑑

大正十二年三月

六

大原社會問題研究所

凡例

一 本書に掲げた記事は、全國の主なる新聞雜誌、各勞働團體の報告、各官廳公私團體の調査報告に據つて、本所に於て取捨按排したるものと、本所が直接調査した所に據るものとから成る。

一 前年版に比して、編に於ては一つの増減を加へなかつた。然し各編内部の組織は全然面目を改めた。

一 前年版までの目次を廢して、本書の體系を示す「總目次」と、本書中に各問題の代表的實例として引用した特殊事件の項目を示す「特殊記事目次」と、本書掲ぐる所の統計を示す「所掲統計表目次」とを附した。

一 卷末に索引を附することにした。

勞 動 年 鑑 目 次

二 個々の新組合の成立 一三
第三 勞働組合對策 一五

第一編 勞働組合 一頁

概 説 一

第一 既成組合の運動 一

一 日本労働總同盟 一

- | | | | | | | |
|------|-------------|----------|--------|----------|--------------|-----|
| 1 大會 | 1 地方聯合會及支部會 | 2 組合設置運動 | 3 勞働運動 | 4 關係せる爭議 | 5 加盟又は脱退せる組合 | 6 雜 |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 五 | 六 |

二 官業労働總同盟 六

- | | | | | | | |
|-----------|----------------------------|----------|---------|---------|---|---|
| 1 官業労働總同盟 | 2 向上會(大阪本部—名古屋支部—小倉支部—吳支部) | 3 日本労働聯盟 | 4 八幡同志會 | 5 關東聯合會 | 6 | 7 |
| 一 | 七 | 九 | 九 | 九 | 六 | 六 |

三 日本海員組合 十

第二 新組合の成立 十

一 同盟會の組織 一

第二編 勞働運動 一八

概 説 一

第一 共通運動 一

1 勞働祭 一

2 對失業運動 二

3 政治運動殊に普選運動 二

4 過激社會運動取締法案問題 二

5 國際労働會議問題 二

6 露國飢饉救濟運動 三

7 對露非干涉運動 三

第二 各團體の運動 三

一 日本労働總同盟系の運動 三

1 示威運動

2 會合

3 演說會・講演會

4 其他

二 勞働組合同盟會の運動 三

三 官業労働總同盟系の運動 三

四 其他の組合の運動	二三
五 其他の運動	三四
第三 當局の対策及態度	三四

第二編 勞働争議

概 説	二六
-----	----

第一 爭議統計	二七
第二 主要なる争議	三四

A 工場工業に於る争議

一 染織工場(紡績工場—織布工場—染工場)	三四
二 機械器具製造工場並に精鍊工場	三三
三 化學工場	三三
四 飲食物工場	三〇
五 雜工場(印刷工場—其他の雜工場)	三一
六 特別工場(精鍊工場を除く)	三三
七 家内工業	三五
八 手工業	三五
C 鎌業に於る争議	五六
D 交通業に於る争議	五六
E 官公業に於る争議	六〇

一 陸上交通業	二一
二 海上交通業	二二
三 仲仕及人夫	二三
四 人力車夫	二四
一 官業(官營工場—郵便局)	二九
二 公業	三〇
F 商業に於る争議	三三
G 雜(土工—漁夫—其他)	三三
第三 爭議に伴ふ裁判事件	三三

第四編 勞働者状態

第一 勞働者の數。性及年齢等	七七
----------------	----

一 工業労働者	七七
二 鎌業労働者	七七
三 交通労働者	七七
四 林業労働者	七七
五 漁業労働者	七七
第一 炭山	七八
第二 金鑛山	七八
第三 石山	七八
第四 交通業	九一

一 工場災害.....

二 鑛山災害.....

三 交通災害.....

第五 營労者状態改善策.....

政黨の対策.....

四 私人又は私團體の失業施設.....

工場災害.....

鑛山災害.....

交通災害.....

第五編 失業問題.....

概 説.....

第一 失業状況.....

一 工業に於る失業状況.....

二 鑛業に於る失業状況.....

第二 對失業運動.....

一 軍備縮小による官業勞働者の對失業運動.....

二 其他の勞働者の對失業運動.....

第三 失業対策及施設.....

一 既設の對失業施設及其成績.....

二 新らしき失業対策及對失業施設.....

一 政府の失業対策.....

二 公共團體の対策.....

三 政黨の対策.....

第六編 福利増進施設.....

概 説.....

第一 共濟組合.....

二 新設共濟組合.....

三 職工扶助給與.....

四 居宅施設.....

五 第四 其他の福利増進施設.....

一 保健施設.....

二 慰安施設.....

第七編 社會保險及職工貯蓄.....

概 説.....

第一 社會保險.....

一 社會保險の狀況.....

二 社會保險施設.....

第二 職工貯蓄.....

日本労働年鑑

四

一 工場貯蓄狀況一斑	一覽
二 郵便貯金	一吾
三 貯蓄銀行貯蓄預金狀況	一吾
四 各府縣に於る職工貯蓄狀況	一吾

一 同盟結社	一六
二 宣傳	一六
三 主義者の會合	一六
四 機關紙及機關雜誌	一六

第八編 勞働者教育問題

概說	一九
第一 勞働者教育程度	一九
第二 勞働者教育機關の狀況	一九
第三 勞働者教育新施設及對策	一九

一 政府の對策及施設	一三
二 各府縣等の施設	一三
三 公共團體の施設	一三
四 私人又は私團體の施設	一三

第十編 勞資協調運動

概說	一七
第一 勞資協調團體と其運動	一七

一 既成團體の運動	一七
二 新團體の成立	一七

第一 勞資協調團體	一七
二 新團體の成立	一七

第九編 社會主義運動

第一 勞資協調團體	一七
二 新團體の成立	一七

第一編 宣傳運動

概說	一七
宣傳	一七
傳媒	一七
會議	一七
報紙	一七
雜誌	一七

概

說

一七九

第一 農業概況
一八〇

第二

小作問題

一八六

一 小作及小作人狀態
一八七

二 小作爭議

一九七

一 小作爭議統計(内務省調査)
一九七

二 小作爭議の原因及小作人の要求條件
一九九

二〇〇

三 大正十一年度小作返還地面積
二〇一

四 小作爭議の經過及結果
二〇二

三 小作組合

二二一

一 組合統計
二二二

二 組合の成立
二二三

四 小作對策及施設

二二八

一 政府の對策
二二九

二 各府縣及市町村團體の對策及施設
二三〇

三 政黨の對策
二三一

四 公私團體の對策
二三二

a 農會
二三三

b 協調會
二三四

c 產業組合
二三五

d 其他の團體
二三六

e 特殊機關
二三七

f 地主の對策
二三八

a 慰撫的對策
二三九

b

c

d

e

f

g

h

i

j

k

l

m

n

o

p

q

r

s

t

u

v

w

x

y

z

第十一編 女子職業問題
二三六

概

說

二三七

第一 女子職業一般
二三八

二 女子職業一般狀況
二三九

一 藝娼妓並に私娼の状態	二四八	三 少年労働者と教育	二五九
二 待遇條件の變化	二五三	四 少年労働者と災害	二七一
三 藝娼妓運動	二五五	1 工場災害	二七二
四 對策及施設	二五六	2 鎌山災害	二七三
(一) 府縣及公團體の對策	二五七		
(二) 私人及私團體の對策	二五八		
五 公娼廢止運動	二五六		
第六編 其他の職業婦人問題	二五九		
一 其他の女子職業者狀態	二五九		
(一) 女官公吏	二五九		
(二) 交通業關係婦人(女車掌、電話交換手等)	二五九		
(三) 家婢	二五九		
二 其他の女子職業者運動	二六〇		
第七編 少年労働問題	二五九		
概 説	二五九		
少年労働者の狀態	二五九		
一 少年労働者の數	二五九		
A 工場に於る少年労働者の數	二五九		
B 鎌山に於ける少年労働者の數	二五九		
C 一年間休業者年齢調	二五九		
二 少年労働者の賃銀	二五九		
第八編 奉給生活者問題	二五五		
概 説	二五五		
第一 債給生活者一般	二五五		
一 債給生活者狀態	二五五		
二 債給生活者運動	二五五		
第二 會社員問題	二五九		
一 會社員狀態	二五九		
1 待遇狀態	二五九		
2 失職狀態	二五九		
第三 教員問題	二五九		
一 教員狀態	二五九		
1 教員の數	二五九		
2 奉給狀況	二五九		

第一	待遇狀態の變化	三
4	教員志願者狀況	一九
5	失職狀況	元一
二	對失職運動	一五
三	待遇改善運動	一五
四	組合運動	一四
五	施設及對策	一七
第四	官公吏問題	三〇
一	官公吏狀態	三〇
1	官公吏の數	三〇
2	俸給狀態	三〇
3	年齡狀態	三〇
4	警察官吏家族の内職狀態	三〇
5	待遇狀態の變化	三〇
6	失職狀況	三〇
二	待遇改善運動	三〇
三	共濟組合	三四
四	施設及對策	三五
第五編	生活費問題	三三
概說		三三
第六編	生活難の事實	三三
第二	生計狀態	三六
第三	生活費低減運動	三七
二	政府の物價調節策	三七
二	各府縣及市公共團體の物價調節策	三三
三	私人又は私團體の物價引下運動	三六
1	全國商業會議所の生活費低減運動	三七
2	物價引下消費節約諸運動	三七
3	東京實業組合聯合會の物價調節意見	三一
第四	物價低減防止運動	三一

第一	生活難の事實	三三
第二	生計狀態	三六
第三	生活費低減運動	三七
二	政府の物價調節策	三七
二	各府縣及市公共團體の物價調節策	三三
三	私人又は私團體の物價引下運動	三六
1	全國商業會議所の生活費低減運動	三七
2	物價引下消費節約諸運動	三七
3	東京實業組合聯合會の物價調節意見	三一
第四	物價低減防止運動	三一
第十六編	產業組合	三三
概說		三三
甲	產業組合一般	三三
第一	產業組合狀況	三三
第二	產業組合運動	三九
第三	產業組合對策	三四
乙	消費組合	三四
	國家及公團體の對策	三四

第一 消費組合狀況(當研究所第三回調査結果)

果) 三四五

第二 消費組合運動

..... 三四四

第十七編 住宅問題

..... 三五七

概 説

..... 三五九

第一 住宅難の事實

..... 三五六

第二 住宅爭議(當研究所調査結果)

..... 三五六

第三 借家人運動

..... 三六〇

第四 住宅問題對策及施設

..... 三六一

第十八編 人口問題

..... 三五五

甲 海外移民問題

..... 三七四

第一 海外移民狀態

..... 三七四

1 海外移民數

..... 三七五

2 海外移民の職業

..... 三七六

3 移民の故郷送金

..... 三七七

第二 北米合衆國及加奈陀

..... 三七八

一 北米合衆國及加奈陀移民の狀態

..... 三七九

第二 人口動態(大正十年中)

..... 三八〇

1 婚姻

..... 三八一

¹ 移民の數

² 在留民の職業

2 離婚 三七九
3 出生 三七九
4 死產 三七九
5 死亡 三七九
6 自然增加 三七九
7 棄兒 三七九
8 失踪 三七九
9 甲 海外移民問題 三七四
10 1 海外移民數 三七五
11 2 海外移民の職業 三七六
12 3 移民の故郷送金 三七七
13 1 北米合衆國及加奈陀 三七八
14 2 在留民の職業 三七九

第十四回労働理事會	四二
第十五回労働理事會	四三
労働理事會の改選	四三
第二回労働理事會	四三
第三・常設國際司法裁判所への諮問事項	四四
一 國際労働機關の權限問題	四四
二 平和條約解釋問題	四五
第四 第四回國際労働總會	四七
一 會議事項及會議期日	四七
二 總會に關する國內諸問題	四八
1 代表者選定	四八
2 勞働代表反對運動	四九
イ 向上會の抗議	四九
ロ 棚橋小虎氏の抗議	四九
3 國際労働總會否認運動	四九
三 總會の経過	四三
概 観	四三
1 労働理事會組織改正問題	四三
2 労働總會開會度數問題	四三
3 移民統計問題	四三
4 條約案改正方法問題	四三
5 失業問題	四三
6 資格審査問題	四三
四 總會の結果	四三

第一十一編 労働立法	四三九
第一 概 説	四三九
法 律	四三九
1 船員職業紹介法	四三九
2 健康保險法	四四〇
3 借地借家調停法	四四一
4 簡易生命保險法改正法	四四一
第二 法 案	四四二

第五 條約案の批准及び各國立法狀況	四三一
一 條約案の批准	四三一
1 國際労働事務局長の條約案批准現況に就ての演說	四三一
2 勞働條約批准一覽表	四三一
3 我國に於る労働條約案の運命	四三一
甲 第一回總會の分	四三二
乙 第二回總會の分	四三二
丙 第三回總會の分	四三二
二 各國立法狀況	四三五
1 第一回總會の分	四三五
2 第二回總會の分	四三六
3 第三回總會の分	四三六

過激社會運動取締法案 1 四三
國民黨の勞働組合法案 2 四四

國民黨の農業組合法案 3 四五
國民黨の工場法中改正法律案 4 四六

憲政會の失業保險法案 5 四七
憲政會の勞動關係諸法案 6 四八

治安警察法改正法案 7 四九
憲政會の借家法改正法案 8 一〇〇

小作調停法案 9 一〇一
小作調停法案 10 一〇二

憲政會の借家法改正法案 11 一〇三
憲政會の借家法改正法案 12 一〇四

憲政會の借家法改正法案 13 一〇五
憲政會の借家法改正法案 14 一〇六

第一二二編 政治一斑

概 説

1 普選問題	一〇七
2 軍備縮少問題	一〇八
3 審陪法案	一〇九
4 過激社會運動取締法案	一一〇
5 昇格案	一一一
6 革新俱樂部の誕生	一一二
7 大連會議及び長春會議(附シベリヤ撤兵)	一一三

第一二三編 財政一斑

概 説

1 十一年度歲計豫算	一〇七
2 府縣稅戶數割規則施行細則及改正	一〇八
3 稅制整理案の内容	一〇九

第二 財政に關する主要運動

1 營業稅廢止運動	一一〇
2 新戶數割規則改廢運動	一一一
3 義務教育費國庫負擔運動	一一二

第一二四編 經濟一斑

概 説

一 物價	一一三
二 外國貿易	一一四
三 企業	一一五
四 金融	一一六
附記 日本經濟聯盟會の成立	一一七

第一十五編 雜 四五

一 社會團體の成立 四五

- 1 全國水平社の創立 四五
- 2 赤化防止團の創立 四五
- 3 國粹會の活躍 四六
- 4 大和民勞會支部の發會 四六

二 社會問題機關の新設及組織變更 四七

- 1 社會局の新設 四七
- 2 橫濱社會問題研究所の設立 四七
- 3 大原社會問題研究所の法人設定 四七

三 雜 四七

- 1 ロシア飢饉救濟問題 四七
- 2 サンガード夫人の來朝 四七

附 錄 一 四六

大正十一年中に制定されたる
労働法規

- | |
|----------------------|
| 船員職業紹介法 四六 |
| 船員職業紹介法施行規則 四六 |
| 船員職業紹介法第三條に依る補助金支給の |

日本労働年鑑目次終

附 錄 二

文 獻

- A 雜誌掲載社會問題關係記事 四六
B 十一年度出版社社會問題關係主要著書 五三

索 引

* * * *

件 四八
健康保健法 四八一
借地借家調停法 四八六
借地借家調停法の施行 四八七

健康保健法 四八一
借地借家調停法 四八六
借地借家調停法の施行 四八七

特殊記事目次

第一編 勞働組合

○既成組合の運動

日本労働同盟大會	一
關西労働同盟會大會	二
關東労働同盟會大會	三
労働總同盟第十二年大會	三
地方聯合會及支部會	四
組合設置運動	五
筑豐炭坑地方に於る運動	五
朝鮮に於る運動	五
労働運動	五
關係せる争議	五
加盟又は脱退せる組合	六
官業労働總同盟	七
第四回官業労働者大會開催に關する事件と官業労働者臨時大會の開催	七
向上會	七
大阪本部	七
名古屋支部	九
小倉支部	九
吳支部	九
日本労働聯盟	九
八幡同志會	九
關東聯合會	一〇

日本海員組合	一〇
同盟會の組織	一〇
大阪に於る労働組合同盟會の組織	一〇
労働組合總聯合創立計畫と大會の經過	一一
個々の新組合の成立	一一
理髮助手徒弟大會と東洋理髮文化協	一一
會の成立	一二
勞正會	一二
和歌山機械工組合	一二
談笑俱樂部組織	一二
大阪労働組合の成立	一二
鮮人労働者同盟會の創立	一二
官業労働總同盟系の運動	一三
労働組合同盟會系の運動	一三
官業労働總同盟系の運動	一三
其他の組合の運動	一三
其他の運動	一三
八幡製鐵所罷業二週年記念演説會	一三

横濱に於る労働祭	二〇
其他の地方に於る労働祭	二〇
對失業運動	二〇
政治運動、殊に普選運動	二一
過激社會運動取締法案問題	二二
國際勞働會議問題	二二
露國飢餓救濟運動	二三
對露非干涉運動	二三

第二編 勞働運動

○新組合の成立

日本労働總同盟	一
國民黨提出『労働組合法案』	一
第二編 勞働運動	一
○共通運動	一
向上會	一
大阪本部	一
名古屋支部	一
小倉支部	一
吳支部	一
日本労働聯盟	一
八幡同志會	一
關東聯合會	一

○各團體の運動	一
日本労働總同盟系の運動	一
労働組合同盟會系の運動	一
官業労働總同盟系の運動	一
其他の組合の運動	一
其他の運動	一
八幡製鐵所罷業二週年記念演説會	一
大阪に於る労働專務警官の設置	一
福岡警察部長の對労働運動態度	一

第三編 勞働爭議

○主要爭議	一
大阪毛織會社爭議	一
小野造船所爭議	一
横濱船渠爭議	一
石川島造船所爭議	一
足尾に於る労働祭	一
岡山に於る労働祭	一
毛	一
毛	一

大阪鐵工所爭議	四二
大阪住友伸銅所爭議	四三
京都澤田合金爭議	四四
大島製錫所爭議	四五
東洋燐寸爭議	四六
日本染料爭議	四七
日本エナメル爭議	四八
野田醤油爭議	四九
京鄉日出新聞社爭議	五〇
大電爭議	五一
灘製樽工の爭議	五二
尾小屋鑛山の罷業	五三
阪神電車罷業	五六
隅田川驛人夫の罷業	五九
大阪砲兵工廠提理彈劾事件	六一
争議に伴ふ裁判事件	六〇
愛知時計電氣會社職工の判決	六一
堀江ラバーアー工作所爭議職工の判決	六二
大阪鐵工場爭議職工の起訴	六三
日本電線尼崎工場爭議職工の起訴	六四
大阪機械工作所爭議職工の起訴	六五
大島製錫所職工の起訴	六六
野田醤油爭議職工の豫審終結	六七
澤田合金爭議に際しての國粹會員暴行	六八
事件豫審終結	六九
朝日橋署檢束報告書捏造事件	七〇
労働争議に關する懇談	七一

第四編 勞動者狀態

○勞動者狀態改善策

國民黨の工場法中改正法律案

第五編 失業問題

○失業狀況

足利紡績會社足利工場の解雇	一〇〇
大阪關西紡績會社廣島工場の閉鎖	一〇〇
大阪大福紡績會社の閉鎖	一〇〇
三菱造船所の職工淘汰	一〇〇
播磨造船所の解雇	一〇〇
小野造船所の解雇	一〇〇
淺野造船所の閉鎖	一〇〇
東京砲兵工廠の職工轉職	一〇〇
海軍工廠及造廠工場の解雇	一〇〇
横濱渡邊鐵工所の閉鎖	一〇〇
大阪鐵工所の解雇	一〇〇
帝國紡績機械製造會社大津工場の閉鎖	一〇〇
大阪久保田鐵工所の解雇	一〇〇
朝日建築鑄物工場の解雇	一〇〇
東洋製紙會社の解雇	一〇〇
橫濱魚油會社の閉鎖	一〇〇
極東硝子會社の解雇	一〇〇
横濱亞鉛渡金會社の解雇	一〇〇
東京亞鉛鍍金會社の解雇	一〇〇
尼崎中山亞鉛工業所の解雇	一〇〇
高木氏經營製材工場の解雇	一〇〇
四阪島精鍊所の解雇	一〇〇

○對失業運動

官業労働總同盟大會	一〇四
吳工廠職工有志大會	一一〇
全國勞動組合大會	一一〇
八幡製鐵所勞動團體の示威運動	一一〇五
第三回官業労働者大會	一一〇五
官業労働者の全國的示威	一一〇六
官業労働者の對失業陳情	一一〇七
日本勞動總同盟の關東労動同盟會の組 織	一一〇九

○
雜

朝日橋署検束報告書捏造事件……………六章
労働争議に關する懇談……………六章

労働者状態改善策	一〇三
國民黨の「工場法中改正法律案」	一〇三
第五編 失業問題	一〇三
失業状況	一〇三
東京麻絲紡績會社沼津工場の解雇	一〇八
足利紡績會社足利工場の解雇	一〇八
大阪關西紡績會社廣島工場の閉鎖	一〇八
大阪大福紡績會社の閉鎖	一〇八
三菱造船所の職工淘汰	一〇八
播磨造船所の解雇	一〇八
小野造船所の解雇	一〇八
淺野造船所の閉鎖	一〇八
東京砲兵工廠の職工轉職	一〇九
海軍工廠及造廠工場の解雇	一〇九
横濱渡邊鐵工所の閉鎖	一〇九
大阪鐵工所の解雇	一〇九
帝國紡績機械製造會社大津工場の閉鎖	一〇九
朝日建築鑄物工場の解雇	一〇九
東洋製紙會社の閉鎖	一〇九
橫濱魚油會社の閉鎖	一〇九
極東硝子會社の解雇	一〇九
横濱亞鉛渡金會社の解雇	一〇九
東京亞鉛鍍金會社の解雇	一〇九
尼崎中山亞鉛工業所の解雇	一〇九
高木氏經營製材工場の解雇	一〇九
四阪島精鍊所の解雇	一〇九
室蘭日本製鋼所の自然淘汰	一〇三
伏見伸銅所の解雇	一〇三
藤田鑛業會社鑛銅所の解雇	一〇三
神戸製鋼所の解雇	一〇三
電氣製鋼所福島工場の解雇	一〇三
住友伸銅所の解雇	一〇三
日本製鋼所廣島工場の解雇	一〇三
日東製鋼會社の解散	一〇三
尾小屋鑛山精鍊工の解雇	一〇三
大阪電燈會社の解雇	一〇三
諏訪電氣會社の解雇	一〇三
大阪電氣會社の解雇	一〇三
東京電氣會社の解雇	一〇四
中島炭坑の解雇	一〇四
岩瀬炭坑の解雇	一〇四
日本郵船會社の解雇	一〇四
阪神間船員の失業	一〇四
京成電車會社の工夫解雇	一〇四
阪神電車の從業員解雇	一〇四
○對失業運動	
官業勞動總同盟大會	一〇四
吳工廠職工有志大會	一〇四
全國勞動組合大會	一〇五
八幡製鐵所勞動團體の示威運動	一〇五
第三回官業勞動者大會	一〇五
官業勞動者の全國的示威	一〇六
官業勞動者の對失業陳情	一〇七
日本勞動總同盟の關東勞動同盟會の組織	一〇七
八幡製鐵所の自然淘汰	一〇三
伏見伸銅所の解雇	一〇三
室蘭日本製鋼所の自然淘汰	一〇三
伏見伸銅所の解雇	一〇三
藤田鑛業會社鑛銅所の解雇	一〇三
神戸製鋼所の解雇	一〇三
電氣製鋼所福島工場の解雇	一〇三
住友伸銅所の解雇	一〇三
日本製鋼所廣島工場の解雇	一〇三
日東製鋼會社の解散	一〇三
尾小屋鑛山精鍊工の解雇	一〇三
大阪電燈會社の解雇	一〇三
諏訪電氣會社の解雇	一〇三
大阪電氣會社の解雇	一〇三
東京電氣會社の解雇	一〇四
中島炭坑の解雇	一〇四
岩瀬炭坑の解雇	一〇四
日本郵船會社の解雇	一〇四
阪神間船員の失業	一〇四
京成電車會社の工夫解雇	一〇四
阪神電車の從業員解雇	一〇四

○失業對策及施設	一〇七
職業紹介所の數及成績	一〇八
全國公益職業紹介所事務打合會	一三
各地職業紹介所協議會	一四
横濱市の職業紹介所宣傳ビラ撒布	一四
社會事業事務打合會の失業對策	一四
内務省の失業對策打合會	一五
水野内相の失業救濟に關する通牒	一五
東京府社會事業協會の建議	一六
憲政會の對軍縮失業決議	一六
衆議院各派の對軍縮失業建議案	一六
憲政會の失業保險法案提出	一六
京都西陣織物同業組合の失業救濟案	一元
鐘ヶ淵紡績會社の失業救濟基金設定	一元
吳失業保護協議會の設立	一元
○職工扶助給與	
大阪に於る職工扶助給與調查	二六
大阪府下大工場に於る解雇者保護規定	二三
栃木縣に於る扶助金額及歸鄉旅費	二三
大日本紡績株式會社職工扶助規則	二三
○共濟組合	
大阪市電氣鐵道部の共濟組合設立	二四
製鐵所現業員共濟組合の擴張	二四
○第六編 福利增進施設	
大日本造船工組合主催軍縮失業對策職工大會	一〇七
關西失業者大會	一〇七

○失業對策及施設

○鐘淵紡績株式會社職工扶助規則	二三
○富士瓦斯紡績株式會社職工扶助規則	二三
○富士瓦斯紡績株式會社職工救濟規則	二三
○日本製鋼會社室蘭工業所職工扶助規則	二七
○居宅施設	
大阪市電鐵部の公舍新設	一四二
大阪遞信局通信現業員の公舍新築	一四二
大阪市の市吏員寄宿舍新築	一四三
○保健施設	
南滿鐵道會社の温泉療養所	一四三
大阪遞信局の診療所設置	一四三
熊本遞信局の診療所開設	一四三
○社會保險	
簡易生命保險事業概況	一四三
簡易生命保險積立金運用狀況	一四七
健康保險實施準備	一四八
簡易生命保險保の改正	一四八
憲政會の疾病保險法案提出	一四八
○職工貯蓄	
工場貯蓄狀況一斑	一四八
郵便貯金概況	一五〇
貯蓄銀行貯蓄預金狀況	一五二
各府縣に於る職工貯蓄狀況	一五三
○第八編　勞働者教育問題	
勞働者教育程度	一五五

○労働者教育機關

福岡市立實業補習學校生徒狀況調査 ······一六〇
協調會藏前工業專修學校生徒狀況 ······一六〇
大阪市教育部の商工徒弟補習教育短期
講習會成績 ······一六〇
中央勞動學院最初の卒業式 ······一六一
日本勞動學校最初の卒業式 ······一六二
○勞動者教育新施設及對策
文部省の事業 ······一六三
航空第三大隊に於ける職工教育の開始 ······一六三
佐世保海軍工廠に於ける教習所設置 ······一六三
横濱市社會課の勞動講習會 ······一六三
勞學院夜間中學部開校 ······一六三
大阪勞動學校開校 ······一六四
協調會大阪支所の勞動學院開校 ······一六四
東洋紡績株式會社四貫島工場の職工教
育所新設 ······一六五
○裁判事件
曉民共產黨事件 ······一六九
全國軍隊への不穩文書配布事件 ······一七〇
吉田只次氏に係る過激文書撒布事件 ······一七〇
雜誌『社會主義』の朝憲案亂事件 ······一七〇

特殊記事專目次

第十編 勞資協調會運動

○勞資協調團體

財團法人協調會	一七
尼崎工場係員研究會	一七
兵庫縣工業懇談會	一七
西陣勞資調查會	一七
山梨縣工場懇話會	一七
奈良工業協會の成立	一七
大分縣工業協會の成立	一七

○工場委員制度

住友諸工場の工場協議會	一七八
ダントン工場委員の辭任	一七八
吳海軍工廠職工協議會	一七八
國有鐵道現業委員會	一七八
大阪市電氣鐵道運輸委員會	一七八

第十一編 農村問題

○農業概況

大正十年末農事現勢	一八三
大正十年末朝鮮農事現勢	一八三
各府縣農事狀況	一八三
大阪府下の農村狀態	一八三
兵庫縣下の農家狀態	一八三
福岡縣下耕地面積減少狀態	一八三
大正十一年麥收穫高	一八三
大正十一年米收穫豫想高	一八三

○小作問題	一八六
小作及小作人狀態	一八六

全國小作及小作人狀態	一八六
岐阜縣下の自作及小作狀態	一八六
小作料狀態	一八六
全國小作料	一九〇
內國地主小作人收益步合	一九一
各府縣各地方の小作料	一九一
農家經濟狀態	一九三
小作爭議	一九七
兵庫縣朝來郡栗賀村の小作爭議解決	二〇四
三重縣鈴鹿郡關町の小作爭議	二〇五
奈良縣宇智郡野原村の小作一揆	二〇五
香川縣木田郡西植田村の小作爭議	二〇五
新潟縣長岡市川崎町の小作爭議	二〇五
兵庫縣明石郡神出村の小作爭議	二〇五
大阪府三島村大字太田の小作爭議	二〇六
岡山縣兒島郡藤田村開墾地大曲農場の小作爭議	二〇六

大阪府北河内郡津田村の小作爭議	二〇七
兵庫縣印南郡伊保村字中島の小作爭議	二〇七
長野縣埴科郡戸倉村の小作料爭議	二〇七
東京都南多摩郡小宮村の小作料爭議	二〇七
岡山縣當局の小作對策研究	二〇七
岐阜縣の自作農獎勵資金貸付實施	二〇七
政友會の小作對策	二〇七
憲政會の小作對策	二〇七
國民黨の小作對策	二〇七
農業組合法案	二〇七
農會の小作對策	二〇七
帝國農會	二〇七
聯合農會	二〇七
各府縣郡市町村農會	二〇七
協調會	二〇七
產業組合	二〇七

其他の團體

特殊機關

道府縣農會役職員協議會の小

作爭議に關する決議

豐橋市小學校女教員會の成立

少年勞動者と教育

第三回全國小學教員大會

國際勞動條約と少年勞動

女教員產前產後休養に關する文部省訓

臨時教育行政調査會假決議に對する反

令

關東聯合教育會々議に於る決議

茨城縣農會主催篤農家懇談會

小作爭議協調案

藝妓の養子縁組の無効に關する判例

小學教員其他の恩給額增加

山梨縣農會主催縣下各郡市町

明治生命保險會社の社員待遇狀態

村農會理事會の小作爭議對策

日本郵船會社の社員減員

廣島縣福山市義倉財團の小作

室蘭製鋼所の社員淘汰

施設

神戶製鋼所の社員淘汰

和歌山縣農政俱樂部の農村問

淺野造船所の社員淘汰

題對策決議

日本製鋼所廣島工場の社員淘汰

主の對策

朝日新聞社の社員解雇

靜岡縣大地主松永安彦氏の土

三井田川炭坑所の社員解雇

地解放

日本麻絲紡績株式會社の社員淘汰

相馬子爵の所有地賣却

大丸吳服店大阪支店の店員淘汰

有島武郎氏の農場放棄

横濱船渠株式會社の社員淘汰

九州大學伊藤助教授の新小作

大阪商船株式會社の社員淘汰

制度實施說

朝鮮銀行の社員淘汰問題

○雜

農民聯盟の成立

臺灣銀行の社員淘汰

農政研究會主催全國農民大會

日本郵船內航部海員の增給運動

第十一編 女子職業問題

女工問題

仙臺製絲女工の同盟罷工

福岡銀行員の同盟辭職

○女教員問題

看護婦同盟の成立

臨時教育行政調査會假決議に對する反

靜岡縣江尻局交換手の同盟休業

對運動

第十三編 少年勞動問題

日本女教員協會

關東聯合教育會々議に於る決議

○少年勞動者問題

特殊記事目次

第十四編 債給生活者問題

○會社員問題

三菱直系諸會社の社員待遇狀態

明治生命保險會社の社員待遇狀態

日本郵船會社の社員減員

室蘭製鋼所の社員淘汰

神戶製鋼所の社員淘汰

淺野造船所の社員淘汰

日本製鋼所廣島工場の社員淘汰

朝日新聞社の社員解雇

日本麻絲紡績株式會社の社員淘汰

大丸吳服店大阪支店の店員淘汰

横濱船渠株式會社の社員淘汰

大阪商船株式會社の社員淘汰

朝鮮銀行の社員淘汰問題

臺灣銀行の社員淘汰

日本郵船內航部海員の增給運動

福岡銀行員の同盟辭職

臨時教育行政調査會假決議に對する反

對運動

關東聯合教育會々議に於る決議

日本女教員協會

特殊記事目次

岡山市に於る全國都市小學校々長會議	元三
私立中等學校教員の待遇改善運動	元四
第四回全國高等女學校長會議	元四
全國中學校長協會第三回協議會	元四
京都市中等學校教員團丁友會の待遇改善運動	元四
教員互助會の設立及其の事業	元四
1 埼玉縣教員互助會の設立	元五
2 埼玉縣の教員共濟聯合組合組織	元五
計畫	元六
東京府教職員互助會の新計畫	元六
群馬縣に於る小學教員互助會の狀況	元七
教育行政調査會の教育費整理案可決	元七
東京市の小學教員俸給統一	元九
炭坑地小學校教員優遇問題	元九
○官公吏問題	
1 大阪府警察部警察官吏家族の内職問題	二〇一
2 茨城縣警察官吏家族内職の狀況	二〇一
内務省の淘汰人員數	二〇一
陸軍の將校淘汰	二〇一
海軍の將校淘汰	二〇一
大阪市の吏員淘汰と増給	二〇一
東京市の吏員淘汰	二〇一
東京市電氣局の吏員淘汰	二〇一
大正十年度警察共済組合事業大要	二〇一
海軍省の退職軍人職業紹介	二〇一

○生計調査

全國消費同盟會の調査計畫	三一七
京都市區吏員の生計費調査	三一七

○生活費低減運動

六大都市商工課長事務打合會に於る物價引下協議	三一八
物價調節に關する農商務省の七府縣產業部長會議	三一八
政府の物價調節策第一次發表	三一九
文部省の消費節約宣傳及び運動	三一九
六大都市の物價表交換	三一九
東京都の物價調査會	三一九
大阪府物價調査會	三一九
朝鮮總督府の物價調節策	三一九
警視廳の湯錢値下運動	三一九
全國商業會議所の生活費低減運動	三一九
物價引下消費節約諸運動	三一九

第十五編 生活費問題

陸海軍准士官及下士官の判任文官任用	二〇六
文武官退職手當及賜金	二〇六
恩給扶助料増額案	二〇九
郡制廢止に因る郡吏員退職救濟策	二〇九
各官廳の暑中休暇廢止	二二一
する違約金請求事件	二二一

○産業組合一般

第十八回全國產業組合大會	二九一
產業組合中央會主催第二回婦人講習會	二九一
產業組合に電氣事業經營の許可	二九一
消費產業組合醤油釀造の許可	二九一

○消費組合

當研究所第三回全國消費組合調查結果	二九一
大阪府下に於ける消費組合の發達	二九一
大阪府下に於ける消費組合の現況	二九一
關西消費組合協會の成立	二九一

第十六編 産業組合

物價低落防止運動	二二一
神戶市の湯屋業者の同罷業	二二一
東京淺草理髮業組合の組合脫退者に對する違約金請求事件	二二一

○借家人運動

北方借家人同盟	二九〇
大阪鶴橋町借家人互助會	二九一
大阪千舟會	二九一
帶廣町借家料協調同盟會	二九一
東京日本橋の借家人組合	二九一
熊本市の家賃値上反對同盟會	二九一

第十七編 住宅問題

尼崎借家人相談所	二九一
岡山市借家人大會と借家人組合の成立	二九一
名古屋借家人同盟會の家賃三割値下期	二九一
造船所—東京實業組合聯合會の物	

成の決議	三三三
静岡縣借家人同志會	三三三
京都日本借家人總同盟	三三三
東京借家人同盟	三三三
神戶家賃下同盟會	三三三
借家人の不納同盟	三三三
千葉借家人大會	三三三
○住宅問題對策	三三三
憲政會の『借家法中改正法律案』	三三三
第十八編 人口問題	
○人口靜態	
人口の道府縣別	三五
人口十萬以上の市區人口	三五
人口の密度	三五
人口の男女別	三五
○人口動態	
婚姻	三六
離婚	三六
出生	三六
死産	三六
死亡	三六
自然增加	三六
棄兒	三六
失踪	三六
第十九編 勞働移民問題	
○海外移民問題	
北米合衆國及加奈陀	

加州に於る邦人退去強要事件	三三二
加州日本人學童の教材に對する州政	三三二
府の干涉	三三二
加州議會議員選舉の切迫と排日論の	三三二
擡頭	三三二
太平洋沿岸諸州と排日立法	三三二
邦人の市民權行使訴訟	三三二
加州ターロック事件判決	三三二
加州土地法に對する試訴の勝利	三三二
布哇の日本婦人入島制限新策	三三二
加州に於る農業會社株と邦人	三三二
米國西部農業大會の邦人排斥決議	三三二
米國の鐵道罷業と日本勞働者の態度	三三二
米國出生の日本人兒童に對する桑港	三三二
駐在日本總領事の聲明	三三二
米國の新移民法案	三三二
加州勞働青年會の日本人加入否決	三三二
在米日本人歸化權訴訟の判決	三三二
加奈陀に於る東洋人農夫排斥	三三二
加奈陀製紙工場の日本人勞働者放逐	三三二
策	三三二
中米及南米	
伯刺西爾移民の狀況	三三二
伯刺西爾政府の日本移民渡航費補助	三三二
中止	三三二
濠洲及附加諸島	
濠洲ニュー・サウス・ウェルズ州新首	三三二
相の日本移民反對演說	三三二
西比利亞	
西比利亞在留民事情	三三二
第二十編 國際勞働問題	
○勞働理事會	
勞働審理委員會	三四六
○國際勞働事務局の組織	
第一回勞働理事會	三四六
第十一回勞働理事會	三四七
第十二回勞働理事會	三四九
第十三回勞働理事會	三四一
第十四回勞働理事會	三四二
第十五回勞働理事會	三四三
勞働理事會の改選	三四三
第一回勞働理事會	三四三
浦鹽在留邦人大會	三四六
西比利亞撤兵と居留民引揚	三四六
海外移民對策	三四六
移民局設置建議案可決	三四六
政府の南米移民獎勵策	三四六
開墾地移住者に對する國庫補助申請	三四九
北海道廳の移住手續簡捷	三四九
○國內移民問題	
國內移民事情(北海道 朝鮮)	三四八
支那人勞働者退去命令事件	三四四
小揚人足の支那人勞働者退去懇請	三四四
大阪に於る鮮人勞働者狀態	三四一
兵庫縣に於る鮮人勞働者狀態	三四一
信濃川鮮人虐殺事件	三四一
支那人勞働者退去命令事件	三四四
小揚人足の支那人勞働者退去懇請	三四四

海事聯合委員會 四三

○常設國際司法裁判所への諸問題 四三

我が國に於る労働條約案の運命 五五
○各國立法狀況 五五

○財政狀態

○第四回國際勞動總會 四四

國際労働機關の權限問題 四四
平和條約解釋問題 四四

○法 律

○財政に關する主要運動

○第四回國際勞動總會 四六

會議事項及會議期日 四七
總會に關する國內諸問題 四八
代表者選定 四八
労働代表反對運動 四九
國際勞働總會否認運動 四九
總會の經過 四九
労働理事會組織改正問題 四九
勞働總會開會度數問題 四九
移民統計問題 四九
條約案改正方法問題 四九
失業問題 四九
資格審查問題 四九
總會の結果 四九
移民に關する情報に就ての勸告 四九
理事會組織に關する條約文改正案の
決議 四九
労働總會開會度數に關する條約文改
正案の決議 五〇
失業の調査に關する決議 五〇

○過激社會運動取締法案 五〇
國民黨の労働組合法案 五〇
國民黨の農業組合法案 五〇
國民黨の工場法改正法案 五〇
憲政會の失業保險法案 五〇
治安警察法改正法案 五〇
借家法改正法案 五〇
小作調停法案 五〇

○社會團體の成立

○第二十一編 労働立法 五〇

全國水平社の創立 五〇
赤化防止團の創立 五〇
國粹會の活躍 五〇
大和民勞會山梨支部の發會 五〇
社會局の新設 五〇
横濱社會問題研究所の設立 五〇
大原社會問題研究所の法人設定 五〇

○社會問題機關の新設及組織變更

○第二十二編 政治一斑 五〇

軍備縮少問題 五〇
陪審法案 五〇
過激社會運動取締法案 五〇
昇格案 五〇

○條約案の批准 五〇

國際労働事務局長の條約案批准現況に
就ての演説 五〇
労働條約批准一覽表 五〇

○船員職業紹介法 五〇
健康保險法 五〇
借地借家調停法 五〇
簡易生命保險法改正法 五〇

○第二十四編 經濟一斑 五〇

○財政に關する主要運動

營業稅廢止運動 五〇
新戶數割規則改廢運動 五〇
義務教育費國庫負擔運動 五〇

○過激社會運動取締法案 五〇
國民黨の労働組合法案 五〇
國民黨の農業組合法案 五〇
國民黨の工場法改正法案 五〇
憲政會の失業保險法案 五〇
治安警察法改正法案 五〇
借家法改正法案 五〇
小作調停法案 五〇

○第二十五編 雜 五〇

外國貿易 五〇
企業 五〇
金融 五〇
日本經濟聯盟會の成立 五〇

○社會團體の成立

全國水平社の創立 五〇
赤化防止團の創立 五〇
國粹會の活躍 五〇
大和民勞會山梨支部の發會 五〇
社會局の新設 五〇
横濱社會問題研究所の設立 五〇
大原社會問題研究所の法人設定 五〇

○雜 五〇

露西亞飢餓救濟問題 五〇
サンガード夫人の來朝 五〇

○特殊記事目次終

國際労働事務局長の條約案批准現況に
就ての演説 五〇
労働條約批准一覽表 五〇

第一十三編 財政一斑

所掲統計表目次

勞 動 爭 議

1 大正十一年上半期に於る労働争議統計	元	6 5	私營工場府縣別平均一日使用職工數	六
イ 經過別争議件數及人員	元	イ	各地に於る工場労働者數	八
口 原因別争議件數及人員	元	口	東京府下工場労働者數業態別表	七
2 大正十年中各地労働争議統計	元	6 6	大阪府下工場労働者數業態別表	七
イ 大阪市並に接續町村に於る労	元	口	各官廳直轄工場職工年齡別表	七
働爭議	元	口	私營工場職工年齡別表	七
福岡縣下労働争議	元	口	東京府下工場労働者年齡別	七
八 愛媛縣下労働争議	元	口	六大都市一二等局雇員年齡別在職	九
(當研究所調査)	元	口	六大都市電話局職員年齡別在職	九
業態別月別争議件數	元	口	六大都市電話局職員數	八
府縣別争議件數	元	口	年數別表	八
原因別争議件數	元	口	六大都市電話局職員年齡別在職	九
業態別原因別争議件數	元	口	年數別表	九
業態別労働運動別争議件數	元	口	六大都市電話局職員家族關係表	八
ホ 業態別結果争議件數	元	口	六大都市電話局職員年齡別在職	九

勞 動 者 狀 態

○ 労働者數・性及年齢等		一	鐵道從業員累年表	一	二	八	雇員儲人家族關係表	八
一 工業労働者		2	國有鐵道從業員性別表	二	2	六	六大城市一二等局雇員儲人數	八
1 諸官廳直轄工場職工數累年表	元	3	馬車鐵道・人車鐵道及自動車鐵道車	三	3	六	六大城市一二等局雇員儲人年齡	八
2 諸官廳直轄工場所管別職工數	元	4	輛數累年表	四	4	六	別在職年數別表	八
3 私營工場平均一日使用職工數累年表	元	5	諸車數累年表	五	5	六	六大城市一二等局雇員儲人家族關係	八
4 私營工場業態別平均一日使用職工	元	6	郵便電信電話局職員累年表	六	6	六	雇員儲人數	八
		7	船員累年表	七	7	六	雇員儲人年齡別在職年數別表	八
		6	通信現業員狀態調查結果	六	6	六		
		5	漁業勞動者累年表	五	5	六		
		4	私設工場職工一箇月休業日數	四	4	六		
		3	綿絲紡績工場就業日數及就業時間	三	3	六		
		2	工場法第五條に依り夜間作業を行	二	2	六		
		1	ふ工場職工業務別表	一	1	六		
			工場法第六條に依り夜間作業を行					

日本労働年鑑

二

工場職工業務別表

4 各種工場別に依る男職工解雇履入
超過數比較表

1 官廳現業員共濟組合
イ 組合員數累年表

三

○労働賃銀

1 貨銀指數

5 大正十一年工場種別に依る男女解
雇雇入超過數比較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 大正十一年下半期東京に於る貨銀
指數

2 大正十一年工場種別に依る男女解
雇雇入超過數比較表

2 イ 組合員數累年表

三

3 大正十一年下半期東京に於る貨銀
指數

3 大正十一年工場種別に依る男女解
雇雇入超過數比較表

3 イ 組合員數累年表

三

4 大正十一年度大阪に於る貨銀指數

4 大正十一年度大阪に於る男女解
雇雇入超過數比較表

4 イ 組合員數累年表

三

5 通信現業局職員俸給平均額

5 東京鐵務署管内鐵夫移動表

5 イ 組合員數累年表

三

6 六大都市一二等局職員俸給平均額

6 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

6 イ 組合員數累年表

三

7 六大都市電話局職員俸給平均額

7 東京鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

7 イ 組合員數累年表

三

○労働災害

一 工場灾害

1 業態別災害者數

1 東京鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 類別負傷者數

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 イ 組合員數累年表

三

3 負傷結果業態別表

3 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

3 イ 組合員數累年表

三

○鐵山灾害

1 鐵山變災死傷人員累年表

1 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 鐵山種別變災死傷人員表

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 イ 組合員數累年表

三

○交通灾害

1 鐵道事故件數及死傷職員數累年表

1 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 交通灾害

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 イ 組合員數累年表

三

3 交通灾害

3 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

3 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

3 イ 組合員數累年表

三

○失業狀況

1 工業に於る失業

1 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 各種工場別に依る職工解雇雇入超
過數比較表

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 イ 組合員數累年表

三

3 解雇雇入職工男女別比較表

3 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

3 イ 組合員數累年表

三

失業問題

○社會保險

1 簡易生命保險成績累年表

1 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

1 イ 組合員數累年表

三

2 簡易生命保險契約狀況

2 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

2 イ 組合員數累年表

三

3 簡易生命保險者職業別

3 福岡鐵務署管内鐵夫解雇雇入數比
較表

3 イ 組合員數累年表

三

○共濟組合

○職工扶助給與

1 職工扶助給與調査

1 治療及療養費支給

1 イ 組合員數累年表

三

2 休業扶助料

2 イ 組合員數累年表

三

3 一時扶助料

3 イ 組合員數累年表

三

4 傷害扶助料

4 イ 組合員數累年表

三

5 遺族扶助料

5 イ 組合員數累年表

三

6 葬祭料

6 イ 組合員數累年表

三

○居宅施設

1 適用工場の業務別に依り寄宿舎の有

1 イ 組合員數累年表

三

2 無別及通勤寄宿別の職工比較表

2 イ 組合員數累年表

三

○社會保險及職工貯蓄

1 簡易生命保險成績累年表

1 イ 組合員數累年表

三

2 簡易生命保險契約狀況

2 イ 組合員數累年表

三

3 簡易生命保險者職業別

3 イ 組合員數累年表

三

一 工場貯蓄管理方法別 一四九
二 郵便貯金

イ 中央金庫預り郵便貯金累年表 一五〇	口 郵便貯金狀況累月表 一五一
ハ 人員及預金現在額 一五二	口 大正十一年七月中預入拂戻口數及金額 一五三
二 大正十一年七月中預入拂戻口數及金額 一五三	三 貯蓄銀行貯蓄預金
1 貯蓄銀行貯蓄預金累年表 一五三	1 貯蓄銀行貯蓄預金者職業別 一五三
2 大正九年貯蓄銀行貯蓄預金者職業別 一五三	2 各府縣に於る職工貯蓄 一五三
3 各府縣に於る職工貯蓄 一五三	3 神奈川縣下職工貯蓄 一五三
4 長野縣下職工貯蓄 一五三	4 兵庫縣下職工貯蓄 一五三
5 福岡縣下職工貯蓄 一五三	5 和歌山縣下職工貯蓄 一五三
6 檜木縣下職工貯蓄 一五三	7 山梨縣下職工貯蓄 一五三
7 山口縣下職工貯蓄 一五三	8 愛知縣下職工貯蓄 一五三
8 愛知縣下職工貯蓄 一五三	

所掲統計表目次

○勞働者教育機關狀況 一九九
一 實業補習學校及徒弟學校 一九九
二 公私立實業補習學校々數及生徒數 一九九

イ 公私立實業補習學校々數及生徒數 一九九	口 徒弟學校々數及生徒數累年表 一九九
ハ 福岡市立實業補習學校生徒狀況調査表 一九九	口 協調會藏前工業專修學校生徒狀況 一九九
二 大阪市商工徒弟補習教育講習會成績 一九九	大正九年大阪市商工徒弟補習教育講習會成績 一九九
三 工場に於る教育施設狀況 一九九	工場に於る教育施設狀況 一九九

農村問題

○農業概況

1 總戶數及農家戶數 一八一	1 地方戶數 一八一
2 耕地所有の廣狹に依り區別したる 一八一	2 耕作する耕地の廣狹に依り區別し 一八一
3 たる農家戶數 一八一	3 農業に關する耕地の廣狹に依り區別し 一八一
4 現在數 一八一	4 農業に關する教育を受けたる者の 一八一
大正十一年麥收穫高 一八一	大正十一年麥收穫豫想高 一八一
大正十一年米收穫豫想高 一八一	

二

二 小作爭議

1 小作爭議統計	1 小作爭議統計
一 小作及び小作人狀態	イ 爭議件數 一九七
2 福岡縣下鑛山勞働者教育程度調查 一九九	ロ 爭議原因別 一九七
3 福岡縣下工場勞働者教育程度調查 一九九	ハ ニ 爭議事項別 一九九
4 全國職業紹介所求職者教育程度調查 一九九	ホ 爭議結果 一九九
	大正十一年中小作爭議統計 一九九

4 小作狀態 一九九
一 全國小作狀態 一九九
二 各府縣各地方の小作狀態 一九九

東京府 一九九	東京府南多摩郡日野町 一九九
大阪府 一九九	大阪府泉南郡 一九九
兵庫縣 一九九	兵庫縣 一九九
岡山縣勝田郡 一九九	岡山縣勝田郡 一九九
和歌山縣 一九九	和歌山縣 一九九
鳥根縣簸川郡 一九九	鳥根縣簸川郡 一九九

イ 農家經濟(大正九年度概況)調査 一九九	イ 農家經濟(大正九年度概況)調査 一九九
ロ 各府縣各地方の農家經濟調査 一九九	ロ 各府縣各地方の農家經濟調査 一九九
東京府南多摩郡加住村 一自作農經濟狀態 一九九	東京府南多摩郡加住村 一自作農經濟狀態 一九九
兵庫縣三島郡農家經濟狀態 一九九	兵庫縣三原郡小作農收支狀態 一九九
兵庫縣下農家生計狀態 一九九	兵庫縣下農家生計狀態 一九九
茨城縣下農家收支狀態 一九九	茨城縣下農家收支狀態 一九九
岐阜縣下農家の公租公課負擔額 一九九	岐阜縣下農家の公租公課負擔額 一九九

日本労働年鑑

四

○小作争議の原因及小作人の要求條件	2	三重縣	二四〇
大正十一年度小作返還地面積府縣別	3	山口縣	二五〇
大正十一年中主要小作争議統計(當研究所調査)	4	全國接客婦調查結果	二五〇
主要争議件數月別	イ	調査娼妓生活費	二五〇
主要争議件數府縣別	ロ	藝娼妓酌婦前借金申告額	二五〇
主要争議發生原因月別	ハ	女工病類別患者實數	二四〇
主要争議中特殊の経過を取れるものゝ月別	ニ	燐寸軸木工場に於る婦人労働者の育兒調査結果	二四〇
主要争議解決件數月別	ホ	長崎縣紡績女工退職者狀態及健康調査結果	二四〇
主要争議結果月別	ヘ	女工各場種別統計	二四〇
小作組合	三	工場女工年齡表	二四〇
組合數府縣別	イ	名古屋市西區江川町署管内四紡績	二四〇
組合數增加趨勢	ロ	工場女工年齡表	二四〇
組合の範圍	ハ	女工病類別患者實數	二四〇
組合設立年次別	ニ	燐寸軸木工場に於る婦人労働者の育兒調査結果	二四〇
組合員數別組合數	ホ	長崎縣紡績女工退職者狀態及健康調査結果	二四〇
○女子職業問題		○其他の職業婦人問題	
○女子職業一般		通信現業女子職員狀況	二九〇
1 柳木縣下女子職業狀況	1	東京中央電話局健康診斷書成績	二九〇
2 宇都宮市女子職業狀況	2	派出婦人會調查結果	二九〇
3 四日市市女子職業狀況	3		
4 三重縣鈴鹿郡下女子職業狀況	4		
5 新潟縣出稼婦人狀況	5		
○女工問題			
1 工場在勤女工數統計	1	○少年勞働問題	
2	A 工場に於る少年勞働者		
3 東京都	1 工場職工年齡別表		
4 大阪府	2 性別年齡別業態別職工數		
5 京都府	3 保護職工數		
6 兵庫縣	4 東京市内工場性別年齡別業態別職工數(一)		
7 滋賀縣	5 同上(二)		
8 愛知縣	6 大阪市内工場性別年齡別業態別職工數		
9 歐阜縣	7 東京府下工場性別年齡別業態別職工數		
10	B 鎌山に於る少年勞働者		
11	1 鎌山鎌夫年齡別表		
12 福岡縣職工鎌夫年齡別表	2		
13	C 自大正十年七月至同十一年六月一年間求職者年齡調査		
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			
180			
181			
182			
183			
184			
185			
186			
187			
188			
189			
190			
191			
192			
193			
194			
195			
196			
197			
198			
199			
200			
201			
202			
203			
204			
205			
206			
207			
208			
209			
210			
211			
212			
213			
214			
215			
216			
217			
218			
219			
220			
221			
222			
223			
224			
225			
226			
227			
228			
229			
230			
231			
232			
233			
234			
235			
236			
237			
238			
239			
240			
241			
242			
243			
244			
245			
246			
247			
248			
249			
250			
251			
252			
253			
254			
255			
256			
257			
258			
259			
260			
261			
262			
263			
264			
265			
266			
267			
268			
269			
270			
271			
272			
273			
274			
275			
276			
277			
278			
279			
280			
281			
282			
283			
284			
285			
286			
287			
288			
289			
290			
291			
292			
293			
294			
295			
296			
297			
298			
299			
300			
301			
302			
303			
304			
305			
306			
307			
308	</		

1 大正十一年に於る定額日給 二六

2 大正十一年に於る實數日額 二九

○少年労働者と教育

全國工場に於る學齡兒童工業種別表 二七〇

全國工場に於る兒童就學場所別就學時刻別表 二七〇

○少年労働者と災害

1 工場災害年齢別表 二七一

2 鎌山變災死傷人員年齡別表 二七一

○附記

大阪市立少年職業相談所大正十一年事

業成績

イ 年齢別相談種別 二七三

ロ 求人件數及人員 二七四

俸給生活者問題

○俸給生活者一般

1 債給生活者の生活費 二七五

2 債給生活者の住宅費 二七五

3 教員問題

1 教員の數

イ 小學校教員數 二八一

ロ 中等學校教員數 二八五

ハ 官公私立別中等學校教員數 二八五

2 債給

イ 小學校教員 二八一

1 小學校教員俸給月額平均府縣

所掲統計表目次

別表 二八六

東京府下小學校教員平均俸給 二八七

東京市各區小學校教員平均俸給 二八七

大阪府下小學校教員平均俸給 二八七

兵庫縣下小學校教員平均俸給 二八七

岡山縣下小學校教員平均俸給 二八七

福井縣下小學校教員平均俸給 二八八

埼玉縣下小學校教員平均俸給 二八八

全國中等學校教員平均俸給累年比較 二八八

大正十一年度豫算中等學校教員平均俸給府縣別表 二八八

1 官公吏問題

イ 官公吏の數

イ 官吏數 二九〇

ロ 警察職員數 二九〇

ハ 府縣郡吏員數 二九〇

ニ 市町村吏員數 二九〇

2 債給

イ 官吏平均年俸 二九一

ロ 警察職員平均月俸 二九一

ハ 府縣郡及市町村吏員平均年俸 二九一

3 年齡

1 警視廳警部補巡查年齡別 二九一

2 大阪警察部警察官年齡別 二九一

1 組合員種類別異動 二九一

2 救濟種類別 二九五

生活費問題

大阪市に於る勞賃及び食料品市價指數比較 二九六

大阪市に於る労働者の常儲貯銀及び所得の指數對照表 二九七

全國主要都市卸賣物價趨勢 二九八

各地小賣物價比較(一) 二九九

同 上(二) 三〇〇

東京市内に於る卸小賣相場差額 三〇一

大阪市内に於る卸小賣相場差額 三〇二

産業組合

1 產業組合一般

1 產業組合數 三三三

2 產業組合聯合會數 三三三

3 生計用品購買を主とする組合數、組合員數其他 三三七

(一) 主として俸給生活者に關する組合 三三七

(二) 主として労働者に關する組合 三三八

○消費組合

1 當研究所第三回全國消費組合調査結果三三五

組合員數 三三六

組合員二千人以上の組合名表 三三七

資金種別表 三三七

賣却額多き組合表 三三八

日本労働年鑑

六

○住宅問題	1 年間一人當り賣却額表	三四八
	剩餘金處分	三五八
	東京建築信用購買組合狀況表	三五九
2 大阪府下に於る消費組合累年表	三五三	
3 同 上(二)	三五五	
4 海外在留本邦内地人々口累年表	三五五	
○海外移民問題	1 海外在留地別本邦内地人々口表	三七五
	主要渡航地別主要職業別海外在留	三七五
	本邦内地人數	三七六
7 各府縣への海外移民故郷送金額	三七七	
8 和歌山縣	三七七	
9 鹿兒島縣	三七八	
10 熊本縣	三七八	
11 岡山縣	三七八	
12 北米合衆國及加奈陀	三七八	
13 在留民の數	三七八	
14 北米合衆國本土	三七八	
15 英領加奈陀	三七八	
16 在留民の職業	三七八	
17 北米合衆國	三七八	
18 在留民	三七八	
19 布哇	三七八	
20 ハ	三七八	
21 在留民	三七八	
22 在留民	三七八	
23 在留民	三七八	
24 在留民	三七八	
25 在留民	三七八	
26 在留民	三七八	
27 在留民	三七八	
28 在留民	三七八	
29 在留民	三七八	
30 在留民	三七八	
31 在留民	三七八	
32 在留民	三七八	
33 在留民	三七八	
34 在留民	三七八	
35 在留民	三七八	
36 在留民	三七八	
37 在留民	三七八	
38 在留民	三七八	
39 在留民	三七八	
40 在留民	三七八	
○移人民問題	1 本邦在留支那人朝鮮人等の數	一〇〇
	2 朝鮮人内地渡航數	一〇〇
	3 朝鮮人渡航者歸還者數	一〇〇
	4 渡航鮮人労働者内地分布狀況	一〇〇
大阪に於る鮮人労働者狀態	一〇一	
職業と收入	一〇一	
府下鮮人労働者三十名以上雇傭工場	一〇一	
數	一〇一	
性別勤續期間別	一〇一	
年齡別配偶有無別	一〇一	
市内小學校鮮人就學兒童數	一〇一	
兵庫縣下在留鮮人數	一〇一	
○財政一斑	1 十一年度確定豫算表	四五三
	總豫算前年比較表	四五三
2 在留民の職業	四五三	
3 在留民	四五三	
4 在留民	四五三	
5 在留民	四五三	
6 在留民	四五三	
7 在留民	四五三	
8 在留民	四五三	
9 在留民	四五三	
10 在留民	四五三	
11 在留民	四五三	
12 在留民	四五三	
13 在留民	四五三	
14 在留民	四五三	
15 在留民	四五三	
16 在留民	四五三	
17 在留民	四五三	
18 在留民	四五三	
19 在留民	四五三	
20 在留民	四五三	
21 在留民	四五三	
22 在留民	四五三	
23 在留民	四五三	
24 在留民	四五三	
25 在留民	四五三	
26 在留民	四五三	
27 在留民	四五三	
28 在留民	四五三	
29 在留民	四五三	
30 在留民	四五三	
31 在留民	四五三	
32 在留民	四五三	
33 在留民	四五三	
34 在留民	四五三	
35 在留民	四五三	
36 在留民	四五三	
37 在留民	四五三	
38 在留民	四五三	
39 在留民	四五三	
40 在留民	四五三	
○物價	1 總平均指數月別比較表	四五四
	2 内外物價指數對照表	四五四
	3 東京市卸賣物價指數類別指數比較表	四五四
五 西比利亞	四五四	
1 在留民の數	四五四	
2 在留本邦内地人の職業	四五四	
3 在留本邦内地人の職業	四五四	
○外國貿易	1 在留民の數	四五四
	2 在留本邦内地人の職業	四五四
	3 在留本邦内地人の職業	四五四

所掲統計表目次終

所掲統計表目次

○企 業	輸出貿易額月別	四六
	輸入貿易額月別	四六
	主要輸出入品價額	四六
	重要國別貿易額	四七
○金 融	銀行會社計畫資本累年比較表	四七
	銀行會社計畫資本累月比較表	四八
	事業別計畫資本調	四八
1	正貨減少趨勢表	四九
2	全國交換所組合銀行預金貸出表	四七〇
3	取付銀行表	四七〇
4	日本銀行兌換券發行高及貸出高	四七一
5	東西金利表	四七一

日 本 勞 働 年 鑑

(大正拾貳年度版)

第一編 勞 働 組 合

概 説

大正十一年は日本の労働運動史上、可成り重要な轉期として記録せらるゝであらう。全國の労働組合が總聯合運動を通じて、二つの分派に識別せらるゝに到つたのも、更に労働運動が漸次唯心主義的『理想』と絶縁しかけて來たのもこの年であつた。而して最後に労働運動の戰線が經濟的範圍より脱出し、所謂無產階級の政治運動が主張されて來たのも亦本年であつた。

九月三十日の創立大會を以て決裂したる、全國労働組合の總聯合運動の決裂は、唯に労働運動の範圍に於てのみならず、更に社會主義運動の範圍に亘つて、二つの數年労働組合の組織の實際に就て、改造の努力

來抗爭せる主張の分野を明確にしたものであるとされた。實際創立大會決裂の前後に

第一 既成組合の運動 — 日本労働總同盟

と苦心とが何れの労働組合に於ても、明瞭に感知せらるゝに到つたことである。

同同盟の大正十一年に於ける運動及び其の内部に於ける各種の出來事を見るに、多事の一年であつたと云ひ得る。内部に於ける二三の動搖はあり、殊に秋に入つて日本労働聯合會の成立するや其の間に可成りの波瀾を生じたのであるが、然かも尙よく其の同盟の結束を維持し行くを得たことは成功であつと云ひ得る。況んや日本の各地方後それ等の二派の間に更に離合の行はれようとする傾が見えて來たが、その歸着を見るのはなほ今後幾多の曲折を経てのことであらう。但茲に留意すべきは、労働組合の組織の原則に就て論争の交はされた結果、確かに注目に値する。以下同同盟が大正十

一年中に行つた運動を概説するであらう。

1 大會

大正十一年中開催されたものは、

關西労働同盟會大會(四月二日)

關東労働同盟會大會(七月三十日)

労働總同盟第十二年大會(十月一日三日、三日間)

の三つであつた。今、左の其の會合の經過の大要を記さう。

イ 關西労働同盟會大會

日本労働總同盟關西労働同盟會第五回大會、四月二日前十時より大阪市天王寺公會堂に於て開かる。加盟組合十五、出席代議員百五十名、提出議案は左の如くである

- 一 普選運動に對する同盟會の態度を決定する爲め左の聲明をなす件
- (イ) 一般民衆の名に依りて爲さる、普選運動には反対せず
- (ロ) 労働團體として普選運動を爲すは効
- 渺なく却つて弊害あるものと認む
- (ハ) されば吾が關西労働同盟會は普選運動を爲さず右原案中より(イ)の條項全部を削ることに修正可決
- ニ 右普選運動可決案を一般投票に問ふ件

(否決)

三 會則改正案(理事選出比例の改正)(原案可決)

四 メーデー實行の件(實行方法は理事會一任、可決)

五 白表登錄制度設定の件(労働運動を妨害する官憲、資本家及同盟罷工の裏切者の氏名と共に行爲を毎年大會の決議に依つて登録し、其社會的活動に徹底的に反対する意味にて、可決)

六 名實相伴ふ全國的労働總聯盟の組織を日本労働總同盟本部に提出する件(可決)

七 罷工統制權廢止案(可決)

八 爭議失敗後には怠業を可とする件(可決)

右の内六の總聯盟組織の提案は、後の労働組合總聯合運動の發端をなしたものであり、七の罷工統制權の廢止は前年秋の大會に於て敗北せる京都聯合會を中心とする急進派の意見の勝利であつて、既に罷工統制制度を實施せる大阪聯合會に就ては拘束を加へず、關西同盟會としては統制々度を否定したのである。普選運動に就ての聲明は前來の傾向を明確に表示したに過ぎないが、其決議を更に一般投票に問はんとする提案は一般投票に就ての見界の相違より少數の差を以て否決せられた。

右議事終了後、同盟會長に木村錠吉氏、同副會長に小西喜代藏氏を選舉し、午後六時閉會した。

口 關東労働同盟會大會

七月三十日、東京市澁谷公會堂に於て開會、代議員百二十餘名、東京鐵工組合田口龜造氏を議長とし十六の議案を審議したがその内重要と認むべきものは左の四五であった。

一 總同盟の宣言變更の件——現在の宣言の精神に「資本家と労働者とは其根本に一致點なき事を明白にし」且つ「現社會改革の爲め、全労働者の一致團結に努力するものである」事を明かにする文句を附加することと(總同盟本部に提案することに可決)

一 總同盟主張中左の七ヶ條削除する件

九、婦人労働監督官を設くる事、十、労働保險保法の實施、十一、爭議仲裁法の發布、十四、労働者住宅を公營にて改良を計る事十六、内職労働改善、十九、保安警察法の改正、十八、普通選舉、

(總同盟本部に提案することに可決)

一本年度大會に於て總同盟内に全國的產業組合組織斷行を本部に建議すること(可決)

一 労農ロシア承認の件(可決)

一 國際労働會議否認の件(可決)

關東大會の決議を以て總同盟本部に建議

し、總同盟の名に於て該案の意を實行し、決議を以て世界各國労働團體へ右決議案の文書を送ること

一 全國的總同盟罷業の一項を主張中に入れること(可決)

なほ同大會に於ては緊急動議として

一 米國ストライキに對し應援文書を送ること

一 阪神電車爭議に激勵電報を送ること

等を決議した。後者の電文は左の如くである。諸君罷業の成敗は我國交通労働者の前途に重大なる關係を有す、決死的奮闘を祈る

ハ 労働總同盟第十一年大會

日本労働總同盟第十二年大會は、十月一、二、三の三日間に亘り、大阪天王寺公會に於て開催せられた。

十月一日朝、東京及び地方よりの代議員を迎へて、中之島公園に集合した總同盟會員約一千、「……年記念大會」の長旒を翻して天王寺公會堂へと示威運動を試み、午後一時より大會を開く。

前日の總聯合大會決裂の後を受けて、場内は緊張の氣分が漲つてゐた。友誼團體として向上會、日本農民組合、八幡同志會、名古屋労働團體代表者、工人會等の祝辭あ

り、鈴木文治氏を議長に舉げ、各種委員を指名

建議案委員 青柿善一郎氏外十六名

代議員資格審査委員 松岡駒吉氏外十六名

豫算委員 光吉悅心氏外十四名

法規委員 中村義明氏外十八名
會計審査委員 内田藤七外十七名

を選任し、松岡資格審査委員長より、參加

組合四十九、代議員總數百二十二名の報告

あり、更に松岡主事より、本部會務報告あり續いて、全日本鑛夫總聯合會の坂口義治

氏、關東同盟會の内田藤七氏、野田聯合會の和田軌一郎氏、關西同盟會の東忠續氏より各會務報告ありて第一日を終り、其夜福島『いろは』に於て懇親會を開いた。

第二日、第三日議事を審議し決定する處左の如くである。

今日の兒童教育は資本主義的にして吾人無產階級の子弟を毒すること大なるが故に之を彈劾す

右實行方法としては(イ)總同盟の各機關紙を通じてその誤れる點を指摘し之を一般労働者の子弟に徹底せしむること(ロ)適宜なる方法に依り兒童用小冊子を發行することに之を彈劾す

一 普通教育改善運動開始の件(關西労働同盟會提出)——現代の普通教育は資本主義的にして、資本主義の謳歌、偶像崇拜、軍國主義及奴隸根性鼓吹等に満ちてゐる。故に之を人類愛と新社會建設の立場より、労働運動の一面の事業として改善運動を起すといふ主旨であつたが、多數議論を戦はしたる後、『普通教育彈劾』を可決すること左の如し

一 會則修正(本部提出)——會則十七條中『但し中央委員はその選舉區に於て適宜改選することを得』を附加すること(可決)

一 國際労働會議に關する決議文(本部提出)
吾人は國際労働會議を否認し更に萬國労働者階級の協力に依り有害無用なる同會議の壞滅を期す

一 右實行具體案として、大會の名を以て各國

勞働組合及び國內に宣傳すること(可決)

一 普通教育改善運動開始の件(關西労働同盟會提出)——現代の普通教育は資本主義的にして、資本主義の謳歌、偶像崇拜、軍國主義及奴隸根性鼓吹等に満ちてゐる。故に之を人類愛と新社會建設の立場より、労働運動の一面の事業として改善運動を起すといふ主旨であつたが、多數議論を戦はしたる後、『普通教育彈劾』を可決すること左の如し

一 會則第十一條修正——中央委員會は決議機關にしてとあるを、中央委員會は執行機關にして、大會の議決の範圍内に於て臨機の決議並に適宜の處置をなすを得との意味に修正すること(可決)

一 會則第十一條修正——自衛團組織の件(京都聯合會提出)——常設的爭鬭團體の組織は不得策なりとの意見多數にして提案者より撤回

一 本年度大會に於て總同盟内に全國的產業

組合の組織を断行する件（關東大會提出）
（可決）各組合一名の常設委員會を設置して運動に着手することに決定

一 對露問題に關する決議文

イ 本大會は我が國政府がロシア全土より無條件即時撤兵する事を要求す

ロ 本大會は我が國政府が勞農ロシア政府を正式完全に承認し、即時通商を開始することを要求す

ハ 大阪合同労働組合

代議員（五月十六日）——組合長に松澤兼人氏、顧問に賀川豊彦氏を推した。

二 大阪機械労働組合

第三回大會（三月二十七日）——共益社にて開催、出席代議員五十六名、西尾末廣氏議長となり協議決定せる主なる事項左の如し

一 支部發展上に必要と理事會に於て認められたる時は、金三十圓以内を六ヶ月以内に返納せしむる條件にて支部に貸與することを得る件（可決）

一 ストライキ統制權廢止案を同盟大會に提出する件（否決）

一 機械工業に關係ある労働組合の全國的聯盟の組織運動を起す件（可決）

ヘ 神戸聯合會

主事藤岡文六氏辭任し、柴田富太郎氏後任となる（四月）

主事柴田富太郎氏辭任、青柳善一郎氏代る（十一月）

ト 中部労働組合聯合會

三月中、日本労働總同盟との内部的連絡成る臨時總會（十月十五日）——日本労働組合總聯合決議經過報告其他

ロ 大阪聯合會

大會（十月三十日）——大阪西區報中通の共益社に開會、代議員約五十名、議事及び決定如左、

一 聯合會で定期講演會開催の件（可決）
一 査問委員會設置の件（各組合より一名宛の委員を選び査問會を開くことに決定）

一 修養園に對する反対運動の件（積極的撲滅運動を起すことに決定）
一 罷業統制權制度改正の件（議決保留）
一 創立記念祭をなして組合の闘争意識を鞏固にすること
一 運動部を設置すること

一 速記部を設置すること
一 犠牲者救濟基金を三箇月十錢づゝ會員より積立てること
一 初回支部大會（六月四日）——労働問題講演會を開くこと
一 人事係を設置して労働爭議による失業救濟及其他に對方すること

チ 金澤支部

第四回支部大會（六月四日）——労働問題講演會を開くこと

リ 尼崎合同組合

大阪聯合會より獨立して、尼崎聯合會を組織す(十月二十日)

3 組合設置運動

として注目すべきものは、

全日本礦夫總聯合會の筑豊炭坑地方に於ける運動

同盟本部の朝鮮遊説と京城支部開會及び朝鮮労働聯盟の組織

である。今、左に其の概略を摘要しよう。

イ 筑豊炭坑地方に於ける運動

元勞友會長で全日本礦夫總聯合會の淺原健三氏外七名は、四月下旬、貝島炭坑經營の福岡縣鞍手郡満の浦、桐野、大野浦各炭坑を劈頭に、同郡新入炭坑で、宣傳ビラ撒布、大道演説を試み今まで拘安の夢にあつた北九州地方の炭坑主等の心を寒からしめた。かくて月餘の運動によつて各炭坑に宣傳を試みた時、東京より麻布久氏來り、五月二十八日夜、八幡市ハイカラ館に宣傳演説會を開催した。

同演説會は聽衆二千餘名、滿員にて場外に溢れたるもの千餘名を算し、少しの混亂はあつたが、十時過ぎ無事散會した。然るに同會場よりの歸途、麻生氏等の自動車は暴漢の襲ふ所となつたが、差したることも無かつた。斯くて八幡市に第一聲を上げた麻生淺原氏等は翌二十九日筑豊方面へ向けて出發した。而して本部を筑豊線金田町に設置して、三井、三菱、貝島、麻生、安川等の炭坑に宣傳ビラ十數萬枚

を撒布して、必死の運動を始めた。然し炭坑主連は之に對して極力防止の策を講じ、其の間、聯合會員の二三が炭坑の人事係に殴打され、之に對して聯合會側は其の炭坑の人事掛詰所を襲うて人事係を袋叩きにしたと云ふ騒動もあつた。

七月二日東京より加藤勘十氏來援なほ運動を進めてゐたが、七月十八日夜、伊田町なる三井田川炭坑夫事務所應援所に於て加藤、淺原氏等は國粹會筑豊支部長副支部長其他幹部と會見の一幕を演じた。八月二日には麻生久氏又來援したが、殆んど獲る所なくして終つた。

ロ 朝鮮に於ける運動

鈴木文治氏は七月十五日京城に着、翌十六日午後二時半より日本労働總同盟京城支部の發會式を擧げ、十八日には鐘路青年會館で労働問題講演會を開催した。しかし朝鮮今日の労働界の狀態は支那人労働者の排斥を目的とするもので内地に於けるが如き勞資關係に存するものでないから、労働組合の組織は尙早であると云はれていた。

然るに十一月四日に至り、朝鮮の各労働團體は京城工業協會に代表者を集合せしめ、朝鮮人労働者全部を糾合する朝鮮労働聯盟を組織し、日本労働總同盟に對して提携を申込んで來た。

4 労働運動

同同盟が行ひ、又は參加した労働運動は第一編『労働運動』中に記述して置いた。

5 關係せる労働爭議

同同盟が關係した爭議は第三編『労働爭議』中に舉げてある。

6 加盟には脱退せる組合

大正十一年中に同同盟に加盟又は脱退した労働組合の主なるものを舉れば、左の如くである。

イ 既成組合の加盟

日本タイピスト組合(會員三百餘名)(二月)
電線工組合(住友電線製造所職工約千名)

(四月)

名古屋労働者協會(十月)

ロ 組合の成立と加盟

兵庫縣魚崎鄉酒樽職工(約六十名)と魚崎支部發會(一月)

(一月)

尼仲銅所職工(百餘名)と第十七支部の設立

(一月)

和歌山機械工組合(約五百名)(三月)

女給同盟(四月)

堺市日本セルロイド會社職工と堺支部の設立(三月)

談笑俱樂部(阪神電車從業員三百餘名)(六月)

(九月)

大阪紡績労働組合(男工約六百、女工約工約九十名)(九月)

革新會(堺市自動車職工六十餘名)(十一月)

ハ 脱退

大阪印刷工組合(五月)

7 雜

同同盟が關係し又は行動した其他の事項を列舉するならば

西伯利亞撤兵決議(五月二十八日)
労働組合總聯合との交渉(後段参照)
國際労働會議否認決議と田澤労働代表否認
(第二十編『國際労働問題』の項中参照)
神戸聯合會の赤衛團組織(七月)

一 官業労働總同盟

向上會、日本労働聯盟、小石川勞働會、現業員組合、八幡同志會、横須賀尙風會等を加へて出來てゐる同總同盟は日本労働總同盟ほどの結合にまで進んではゐないが、大正十一年度に現はれた軍縮失業てふ共通の利害關係に立つて、餘程緊密の度を加へて來た。其處で先づ同總同盟全體の運動を敍し、次いで其元にある各組合の行動を述べようと思ふ。

1 官業労働總同盟

として行つた大正十一年中に於ける主な事項を舉ぐれば、

第三回官業労働者大會(二月九日—十一日、三日間)——(第五編『先業問題』中の第二「對

失業運動』の項参照)

全國會員の對失業示威運動(三月二十一日)——(同右参照)

官業労働者臨時大會(十二月十七、十八、二日間)——(同右参照)

である。然るに大阪向上會に於ける内訌(「向上會」の節参照)の爲め、同總同盟内に意見の分立を見、第四回大會の開催に關し波瀾を捲き起し、幾多の曲屈を見たのであつた。左にそれについて事情の經過と略記しよう

第四回官業労働者大會開催に關する事件と官業労働者臨時大會の開催は、其の實現を見ることが出來ず、同理官業労働總同盟の第四回大會は大正十二年三月開會の豫定であつたが、吳、横須賀兩海軍工廠に軍縮第一次の馘首が行はれて以來、官業労働者は失業の不安に脅威されなほ明春には陸軍方面にも大淘汰あるべしとの豫想の爲めに、更らに落着かぬ状態に陥つたので、此際官業労働各組合が完全なる總聯合を遂げ、同一綱領の下に進退する必要に迫られた。

其處で日本労働聯盟の安達理事は十一月向上會より委員二名を急派すべしとの來電

上旬、下阪して第四回大會を同月二十日頃大阪に擧げることに力めた。而して其の協議の眼目は、

一 陸軍職工の勤續手當を海軍職工と同等ならしむる運動(從來海軍は毎年此の手當を支給してゐるが、陸軍は馘首の時だけである)

二 請負工の日給を常備工と同等にすること

三 失業手當も海軍が多く陸軍が少いからこれと同率にすること

四 大阪砲兵工廠向上會の分立に對し當局の壓迫がある場合には官業労働の名によつて防止すること

があつたので、向上會委員の來着まで理事會の決議を保留することとなり、かくて安達理事は同夜十一時吳に向つて同市を去つた。

十三日大阪向上會本部より廣永、松尾二氏來着、同夜理事會を開いて審議したが、刷新派向上會と八木氏向上會とを同志會が承認するか否かの問題で行き詰り、遂に同理事會は「八木君を官業勞働者として認めずてふ決議を爲した。其の結果、向上會の刷新派と八木派とを同時に呼び寄せやうとする安達理事提案の大會は當然立ち消えとなり、何等決定せずして終つた。

越えて十二月八日、關東側は大阪向上會より上京した廣永、大野二氏を加へて關東聯合會幹部會を開き、全國的官業勞働協議大會を十一月十七日東京に開くことに決し該會には八木派を關與せしめざることにした。

斯くて官業勞働臨時大會は十一月十七日東京市神田區松本亭に開催せらるゝこと、なつた。參加組合は日本勞働聯盟、現業員

組合、小石川勞働會、八幡同志會、小倉向上會支部、名古屋向上會、横須賀勞働組合革新會の八團體、代表者五十餘名。大會は来年一月末に行ふことにし、今回のは臨時大會てふ形式を取ることとなつた。然るに

上會支部、名古屋向上會、横須賀勞働組合及させたととは前節に述べた所で明らかであらう。今、大正十一年中に於る同會の狀況を略記することとしよう。

イ 大阪砲兵工廠提理彈劾事件

同會は各代表の演説、決議文の朗讀あり、首先官邸に押し寄けるとの緊急動議を可決するや、直ちに解散を命ぜられ、十數名の檢束者を生じた。第二日目の十八日には小石川勞働會本部に開會、軍縮失業陳述書を可

決、十九日首相、内務陸軍の三大臣や官舎を訪問することに決議した。(第八編『失業問題』中、第二「對失業運動」参照)

ロ 第四周年大會と組織變更

八木會長以下數名の幹事の誠實に慘敗の苦味を嘗めた同事件の経過は第三編『勞働爭議』中に詳述して置いた。

三月二十二日に端を發して四月十一日に開會、參會者約三千、八木會長座長となり組織改革斷行の決議をした。其の變更の要領は左の通り、

尙ほ同總同盟が關係した勞働運動及び勞働爭議は第一編『勞働運動』、第二編『勞働爭議』中にのべて置いた。

四月二十三日午前十時、中之島公會堂に開會、參會者約三千、八木會長座長となり組織改革斷行の決議をした。其の變更の要領は左の通り、

即ち全向上會を十五支部に分ち本部を大阪に置き十支部を以て大阪聯合會とし、三支部から成る名古屋聯合會を置くなど日本勞働總同盟と略同様の形式をとり、別に吳と小倉に各一支部宛を設けた、これと同時に從來の評議員制を改め會員二百名に對して一名宛の代議員制としこれに決議權を附すことになつた。

ハ 役員會と會長信任問題

五月六日夜開かれた大阪向上會役員會に

は、最高幹部より提出した規約改正の提案から一紛擾を捲起し、幹部の專制に對し日頃快からぬ役員より抗議が提起され、八木會長に對し三月分の運動費決算報告を迫るに至つた。十一日夜には理事會を開き、八木會長は退席の上、會長の信任不信任を問ふた所、満場一致で信任を可決した。しかし十三日夜に開かれた組織變更後新に選出された各業態別工場の支部長會議にも、改めて其の會長信任を諮ることになつた。同會議は又多數を以て信任を可決し、臨時運動費決算報告、三月分會計報告も全部納得した。

二 組織變更後第一回大會と決議

八月六日午前十時、大阪中央公會堂に開會、小倉、名古屋、大阪各支部よりの代議員約五十名出席。役員選舉の結果、八木會長以下重任と決し、協議事項に入り左の通り決定、

一 軍縮に依る從業員の解雇に關する件

(軍縮に依る從業員の過剰人員數解雇者人選方法、手當及び解雇期日を當局に向つて問合はせる事と決定)

は、最高幹部より提出した規約改正の提案から一紛擾を捲起し、幹部の專制に對し日頃快からぬ役員より抗議が提起され、八木會長に對し三月分の運動費決算報告を迫るに至つた。十一日夜には理事會を開き、八木會長は退席の上、會長の信任不信任を問ふた所、満場一致で信任を可決した。しかし十三日夜に開かれた組織變更後新に選出された各業態別工場の支部長會議にも、改めて其の會長信任を諮ることになつた。同會議は又多數を以て信任を可決し、臨時運動費決算報告、三月分會計報告も全部納得した。

月

(一) 昨年十二月より官業勞働者の失業手當

が支給され當局の處置も大體に於て官業勞働者の好評を得吾等勞働者の運動上の難關が圓滿に解決を告げた

(二) 勞働組合幹部の生活費が組合より支給されて居るため「勞働運動屋」とか「勞働ブローカー」とか云はれ甚だ心苦しいがら正

業に就いて居る一方運動を續けたい

(三) 四年間の會長生活に心身共に疲労して居るからこの際閑職に就いて静養したい

此の爲めに同會は鼎沸した。

五日午前十時、中央委員會を大阪市東區

一 鐵工場の自營をなす件
一 全國的勞働組合總聯合の促進運動の件
一 組織なさ官業工場從業員に對し組合組織實現促進運動をなす件
(右三件は委員附託)

一 單農露國飢餓救濟金募集の件(可決)
一 國際勞働會議は吾等の信賴するに足らざるを以て日本勞働團體向上會として之が否認の旨の打電を爲す件(會議否認の意思表示を電報でなく手紙でする事に修正可決)

一 政治運動は組合本來の目的たる勞働運動に支障なき範圍内にて行ふ事(可決)

ホ 八木會長の辭職と中央委員會の態度然るに八木會長は左の理由を稱して十一月一日附辭表を提出した。

(二) 昨年十二月より官業勞働者の失業手當

が支給され當局の處置も大體に於て官業勞働者の好評を得吾等勞働者の運動上の難關が圓滿に解決を告げた

(二) 勞働組合幹部の生活費が組合より支給されて居るため「勞働運動屋」とか「勞働ブローカー」とか云はれ甚だ心苦しいがら正

業に就いて居る一方運動を續けたい

(三) 四年間の會長生活に心身共に疲労して居るからこの際閑職に就いて静養したい

此の爲めに同會は鼎沸した。

五日午前十時、中央委員會を大阪市東區

島町受念寺に開く。委員及び本部役員二十一名の外は絶対に傍聴を許さず、七時間に涉つて密議した。而して八木氏の辭職承認を投票に問うた結果、本部役員四名棄權し承認賛成十票、反対六票で、辭職承認に決した。此處に於て八木氏擁護派である大阪砲兵工廠第三、五、六の各委員は脱會を聲明し、名古屋支部代表委員は向上會より分離獨立する旨を宣し、列席の同會顧問今井嘉幸氏は顧問を辭するに至つた。

ホ 向上會と純向上會との對立へ 向上會と純向上會との對立 残つた向上會刷新派は翌六日夜、工廠内第一、四、八支部の總會を開いて一層の團結を圖つた。

之に對して八木派も同夜、大阪市外鰐江町の假本部で新聞體の創立委員會を開いたそして向上會に對して「純向上會」と命名し、極めて露骨な對抗運動を始めることゝ成了た。

向 上 會 大 會 —— 十一月二十三日午前十時 東區島町受念寺に開會、代議員本部役員五十名出席、會務執行機關の改正については、

從來の官僚主義的制度を廢して委員の合議制に改め、徳田楠之助氏を委員長

吉田、廣永兩氏を常務委員に推し、別に賀川豊彦、山

名義鶴、村島歸之、小岩井淨の四氏を評議員に推薦した。

治氏理事長に就任した。

其の後兩會の間には、基本金分配問題を

D 吳支部
1月八日、發會式を擧げた。

生じ、紛亂を重ねて、事毎に反対の態度を示すことに成つた。

B 名古屋支部

純向上會創立大會——十一月二十六日午前十時、大阪市東區玉造朝日座に開會、參會者約二百名、綱領主張其他の事項を協議した。可決された綱領主張其他如左。

- (一) 我等は我等の有する鞏固なる團結の感方により境遇を改善す。
(二) 我等は協力一致して品性の陶冶知識の啓發技術の練磨をはかり併せて相互扶助の目的を貫徹せんことを期す

主張

- (一) 勞働組合の自由
(二) 最低賃銀の確定
(三) 八時間労働
(四) 普通選舉
(五) 治安警察法の改正

十一月五日の大阪に於ける中央委員會に於て獨立を宣した名古屋支部は、七日夜熱田藥師堂にて幹部會を開いた。大阪より突如來名した八木氏は會長辭職問題について辯明を試み、同幹部會は十二日名古屋向上會創立大會を開催することを決し、且つ八木氏等の組織する新團體と提携せんことを決議した。

4 八幡同志會

名古屋向上會創立發會式——十一月十二日前十一時三十分、名古屋市熱田高砂座に開會、宣言會則の審議を終つて、少憩後西浦座長は八木信一氏を同會顧問に推薦せんことを諮つた、然るに贊否兩派に分れ遂に該問題は保留と決した。

C 小倉支部

我等は労働運動の獅子身中の蟲たる向上會刷新派の撲滅の爲めに全力をあげて努力する役員選舉の結果、八木氏會長に、河村政

上會派の何れに赴くかはまだ未定である。

D 吳支部

大會——五月二十七日午後四時半、東京

市小石川區蒟蒻閣魔境内に開會、參會者約千名、左の決議をなし、六時半散會

一 昨年の官業勞働總同盟大會に於ける決議の即時斷行を期す
二 截首一箇月前豫告すべし
三 不合理なる轉聯命令には絶對に反対す
尚右決議文は理事より陸軍當局に提出した。

3 日本勞働聯盟

二月二十六日、小倉市馬借町宗支寺に於て發會式舉行。

大阪向上會の分裂については向上會派、純向

改善」「失業者救濟」「恩給制度設置」「勞働法案急施」「勞働省設置」「勞働保險實施」等の標語を大書し、列員は青色の三角小旗を手

にして、勞働歌を高唱した。

廣場に於て、今井嘉幸氏の演説あつて、示威行列を解散し、兩國館に於て東京大阪より來援せる者の歓迎會を開いた。夜は大會を催し、勝部長次郎同志會長、過般大阪に於ける官業勞働者大會の失業に關する決議事項を報告説明して滿場の賛成を得、公開演説會を以て終つた。

各地より來援せるは、今井嘉幸博士、東京勞働聯盟幹事坂瓜定良、同理事安達和、大坂向上會長八木信一、同副會長廣永賢次、同理事丹羽市太郎の六名であつた。

戸畠支部發會式——三月二十六日午前十一時より戸畠東洋俱樂部にて開會、午後一時より勞働問題演説會を催した。

第四回官業勞働大會開催の件につき曲屈のあつたことは、既に「官業勞働總同盟」の項下に述べた通りである。

5 關東聯合會

大會——十二月三日午後二時、東京市小石川區蒟蒻閣魔境内に開會、參會者約三百名、左の決議をした。

- 一 解雇手當日給二箇年分の要求
- 二 十二月十日から東京に官業勞働大會を開くこと
- 三 工廠の請負制度廢止
- 四 陸軍聯工の賃錢を海軍聯工と同じにする事

三 日本海員組合

昨春既成海員團體二十餘を一纏とし船舶乗組普通海員約一萬人を抱擁しゐる同組合は第一回總會——四月二十九日午前十時、神戸市平野株式取引所内共益俱樂部樓上に開會、出席者百八十名、

第一回新組合の成立

新組合の成立に就いては、之を同盟會式組合の聯合と單なる組合の成立とに分つて觀察するのが適當であると思ふ。

に於ては、大正十一年に、
大阪に於る労働組合同盟會の組織
東京に於る機械労働組合聯盟の組織
労働組合總聯盟の組織計畫

の議案を議了し、午後一時より引續いて日本海員大會を開いて、郵船會社の内航分離問題を主題として論じ、左の決議を爲を擧げなくてはならぬ。今、其の前後の経過を述ぶるならば、

1 大阪に於ける労働組合

同盟會の組織

生活と物價とは其の關係密接にして兩者一日も相離る可らざるにも拘らず労働者を騙つて物價調節乃至經費節約の犠牲に供せんとする

豫てより進んで來たが、愈々四月二十七日夜、大阪西區九條の大坂鐵工組合事務所で、各組合の理事會を開くことに成り、遂に四月廿九日夜、大阪市民館に於て發會式を擧げ、續いて第一回の代議員會を開いた。主なる組合は

大坂鐵工組合
立憲造船勞働組合
日本機械工組合
大阪友禪工組合
關西自由勞働組合
京都印刷工組合
大阪皮革工組合

等である。斯かる間に勞働組合總聯合の議漸く進むや、五月七日夜、代議員會を開き、左の決議を爲した。

決 議

吾が勞働組合同盟會は日本勞働總同盟がその組織を根柢より解體して勞働組合同盟會の如く加盟團體の完全なる自治權を認めるところの名實共に伴ふ全國的同盟會の組織せられざる限り絶對に反対す

然し其後幾曲屈の後、漸く總同盟と共に勞働組合總聯合の舉に躍進することに成つたが、其の總聯合は遂に次に述ぶるが如き

経過を取つて決裂を見るに至り、同同盟會は東京の勞働組合同盟會と相呼應して、反總同盟の態度を一層濃厚にしたのである。

2 勞働組合總聯合創立計 畫と大會の経過

九月三十日、大阪天王寺公會堂に開らかれた日本勞働組合聯合會創立大會は、いろいろな意味に於て、本年の勞働運動史上特筆さるべき事件であらう。勞働組合會に全國的聯合の氣運の漸次釀成せられつゝあつたことは、この年の初頭より感ぜられぬではなかつたが、その氣運を促進したものは四月大阪に於ける關西勞働同盟會の大會が『名實相伴ふ全國的總聯合の組織』に努力すべきことを決議したことである。その後五

月八日、東京に於て總同盟本部中央委員會あり、前記決議に同意し、之が運動に着手することとなつたのであるが、それと前後して勞働組合同盟會の内にも同様の企圖熟し、其後總同盟と勞働組合同盟會との間に

數次の交渉が重ねらるゝに到つた。

然し乍ら其後、兩者は計畫の圓満に進行せんことを望み、前述の難問題なる理事制

派の代表者集り準備委員會が開かれた。同委員會に於ては諸種の準備を整へ、一定の規約草案を作製せんとしたが、理事選出の問題に就て總同盟と組合同盟會との間に意見の相違あり、即ち總同盟は適當なる選舉區を定めて少數の理事を選出することを主張し、組合同盟會は現在の組合より理事一名宛を選出することを主張した。組合同盟會の主張は個々の組合の自主權を尊重し少數者の專制を排除せんとする自由聯合論に立脚するものであるが、之に反し總同盟の主張する處は、理事會は大會決議の執行機關なるが故に、總聯合活用の實際的見地よりして、各組合一名說、即ち現在に於て六十餘名の理事會は、事實に於て屢々開催すること不可能なりといふに存する。而して總同盟の主張の根據は集中的合同論である。故に兩者は既に準備委員會の折衝中よりそろの探つて立つ意見に相容れざるものがあつたのである。

につき、松岡案、西尾案(以上總同盟案)及び杉浦案(同盟會所屬機械技工組合案)なる修正案を交々提出し、妥協に盡力したが、遂に一致點を發見するを得ずして、九月三十日の創立大會に臨むこととなつたのである。

九月三十日の大阪天王寺公會堂に於ける會合は、社會運動のあらゆる方面の注目の焦點となつた。各の團體の中権をなす鬪士は、期せずして大阪に集合した。山川均、堺利彦、荒畠寒村、大杉榮、近藤榮藏、和田久太郎氏等のそれゝ一味徒黨は、各傍聽席に陣取り、議事の進行を監視し聲援する等極度の緊張味を示した。

午前九時を以て開會したが、議場の整理のことに就き早くも總同盟と組合同盟會との間に紛擾を起し、既にこの事を以て決裂せんかと危ぶまれた程であつたが、紛擾數時間の後、漸く落着、午後二時過ぎより參加組合五十九、代議員百六名の點呼をなし四時、八木向上會長を議長とし會則草案の審議に入った。草案第一條の名稱に就ても

小競合があつたが、第二條總聯合組織の原則を示す條項に就て、遂に兩者の意見の衝突を見るに到り、縣案であつた理事制の問題に到達する以前に、遂に決裂の止むを得ざるに到つた。

第二條但書の審議に入るや、信友會の水

沼辰夫氏は組合同盟會を代表して

一 同一聯業又は同一産業別組合二つ以上加盟せる時は地方的及び全國的産業別聯合を組織するものとす

二 同一地方に於て異なる職業的又は産業的組合二つ以上加盟せる時は地方的聯合を組織するものとす

なる修正案を提出し、總同盟は

本聯合は同一産業又は同一職業組合二つ以上加盟せるときは全國的産業別聯合を前提とする地方的及び全國的産業別聯合を組織するものとす

を奉する組合同盟會の論旨は、動もすれば極めて露骨に總同盟の專制主義を攻撃し、之に對し總同盟は『合同に反対し自由聯合を主張するは主として資本主義化の充分ならざる印刷工の組合である』が『近世資本主義の支柱である鐵工業、機械工業の如きに到つては事情を異にし』その多年の經驗により集中主義合同論を主張せざるを得ぬと駁論した。兩者の意見は到底妥協點を見出しえざるものであつた。而して討論を中止して交渉を重ねること三時間、遂に妥協成立せず、七時議事を再會、兩者再び論争を開始したが、階上の傍聽席も漸く熱狂し來り、場内の空氣一層緊張し來つた時、突然臨監の警官により解散を命ぜられたのである。

勞働組合の全國的總聯合の計畫は右の創立大會の決裂を以て、兎に角一時水泡に歸したかの觀がある。而して總同盟は其直後に開かれた第十一年大會に於て、『自由聯合論は勞働階級の戰鬪力を分散せしむるものなるを以て、本總同盟の主張たる戰鬪力集

理髮制を布かんことを要望す（註）、試験制度を全國的に統一し一府縣にて採用試験に應じたるものは他府縣にても營業を爲し得る様改善する意なり）

柏葉、金正の三氏其他出演。
會長に選任せられたる高橋直治氏は元東京鐵工組合の理事であつた。同工場の職工全數は約千三百で、勞正會々員は創立當時約四百二三十であつた。

3 和歌山機械工組合

茲に之を決議して大阪府理髪營業組合に速
に採擇實行を期せんとす

異議なく可決した。

2
勞正會

日本製鋼所廣島工場の從業員の組織せる
労正會は二月十五日午前十時海田市町旭蒲
座に發會式を舉げ、綱領として左の三項を
可決した。

一 我等は人格の向上技術の進歩生活の改善を圖り常に自治的精神を涵養し以て労働問題を理想的に解決せんことを期す

一 我等は奉仕を念とし親睦を厚くし相愛互助以て文化生活の進展に伴隨せんことを期

午後演説會を開き、大阪より來れる西尾

4 談笑俱樂部組織

阪神電車従業者の一部を以て組織せる談

の從業員にありて、關西交通労働同盟組織

九月に入り十四、十五の兩日に涉り、阪
市兩市街、京阪、大軌、南海、阪急、兵電

三編『勞動爭議』項中參照。

然るにその發會式に於て會社を攻撃し、且つ大阪鐵工所爭議演說會に出演したといふ廉で依岡勇三郎、椿野理一の兩氏は二十八日突然解職された。茲に於て鬪爭的空氣が同組合内に醸醸せらるゝに至つたのであつて、七月に入つて遂にそれが阪神電車爭議といふ一大爭議に曝發したのである。(第

會の改造運動の第一線に起り、虚偽と弊害の多い現在の社會を改革せん』とするものであることを高唱し、『公共的事業に携はり重要な任務を司る者だと謂ふ名目の下に我等の自由を束縛し』來つた會社に對し糾弾的辭句が連ねてあつた。

組合長　喜田　鉢吉　副組長　芝田　元一
會計　森本富二郎

安島氏は嘗つて大阪の藤永田造船所に在り、大阪造船勞働組合の組織及發展に大なる貢献を爲したんである。大正十年五月藤永田造船所の罷工の際、法に觸れ入監したが、出獄後和歌山に到り、苦心の結果、この組合を組織したのである。四月二日、關西勞働同盟會大會に於て、同同盟會に加盟

三月十五日同市十番町多賀館に於て發會式を擧ぐ。來會者六十名、伊勢木鐵工所冒安島高行氏を座長として議事に入り、會則協議、組合七其他役員を選舉した。

會の改造運動の第一線に起り、虚偽と弊害の多い現在の社會を改革せん』とするものであることを高唱し、『公共的事業に携はり重要な任務を司る者だと謂ふ名目の下に我等の自由を束縛し』來つた會社に對し糾弾的辭句が連ねてあつた。

笑俱樂部は、六月二十一日、尼崎市圖書館
樓上に於て發會式を舉げ、演說會を開いた
總同盟大阪聯合會、尼崎合同組合、西部交
通勞働組合等より應援多數、盛會を極めた
が、同夜朗讀せられた宣言には、「我等は社

宣傳のビラ一萬枚を配布した。

5 大阪労働組合の成立

紡績工は大阪のみで十萬人を數へるに未だ組合の發生を見ず、各労働組合員が連りに其の組成に盡力したが、遂に其の先鞭と日本労働同盟大阪聯合會が着けることと成つた。即ち合同紡績、天満紡織、大阪毛織、天満織物、東洋紡績の紡績工六百五十名を糾合して、大阪最初の紡織労働組合を組織することとなり、九月二十二日午後七時より大阪市民館に於て發會式を舉げた式後、賀川豊彦、松澤兼人、西尾末廣諸氏の演説會を開いた。

役員は左の如し。

組合長 松澤兼人氏
書記長 賀川豊彦氏

6 鮮人労働者同盟會の創立

該創立大會は十二月一日午前十一時半より、大阪市西區九條市民殿で開かれた。出席者は鮮人の外に野武士組加はつて約三百名、警察の嚴戒裡に開會、左の綱領を發表

し、

人類共存の基礎に立脚し團結の力によつて自由、平等及び生存權の確立を期す

會則の審議に入り、執行機關の組織に關して、東京より來れる者と、在阪鮮人との間に豫め諒解を缺きし爲め、激論となり、果ては満場總立となつて混亂に陥つた。茲に

於て九條署長は解散を命じた。かくて檢束者數名を生ずるに至つた。

然るに其後東京側との了解成り、東京側は大阪を引揚げ、大阪側のみが茲に新しき團體と組織せんと計畫を進め、關西朝鮮人協會、勞進會其他の在阪十數個の鮮人團體を一丸としたものを終らんとしたが、遂に

京阪神の純筋肉鮮人労働者を糾合し、十二月三日午後四時より西區鶴町一丁目に會して綱領規約等を可決し、組織と委員制度とを、宋章福氏外九名を執行委員に選舉し從來の在阪鮮人團體とは全く關係を斷つて、日本労働同盟と協同戰線を布くこととなつた。其の綱領に曰く

右兩法案とも委員附託となつたのみで葬り去られたことは言ふまでもない。

國民黨提出『労働組合法案』

第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持又ハ改善組合員相互ノ間ニ於ケル共同利益ノ保議増進並共濟扶助ノ目的ヲ以テ設立シタル労働者十八人以上ノ團體ヲ謂フ
第二條 勞働者ニ非サル者ト雖組合ノ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ同意アルトキハ組合

闘争の勝利を獲得し以て生存權の確定を期す

(二) 我等は我等の膏血榨取する資本主義制度を打破し生産と労働トを本位とする新社會の建設を期す

第三 労働組合對策

労働組合に對する對策としては、特に注目すべき程のものと認め得なかつた。唯だ在野黨たる憲政會及び國民黨が第四十五議會に、夫々の労働組合法案を提出したこと

が、僅かに注意を引くまでである。
憲政會の法案は已に本年鑑十年版に載せあるが故に、茲には國民黨提出の同法案を示さう。

員タルコトヲ得

第三條 勞働組合ハ法人トス

第四條 勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間にニ組合規約ヲ主タル事務所々在地ノ

地方長官ニ届出ルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同シ

第五條 勞働組合ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一、名稱

二、目的

三、主タル事務所

四、組合員ノ資格ニ關スル規定

五、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

六、組合ノ總會其他會議ニ關スル規定

七、組合ノ代表者並其ノ他役員ニ關スル規定

八、組合費及加入金ノ徵收方法並會計ニ關スル規定

九、組合ノ目的タル事業並組合員共濟扶助ニ關スル規定

十、組合規約ノ變更ニ關スル規定

第六條 勞働組合ノ登記スヘキ事項左ノ如シ

一、第五條第一號乃至第三號

二、設立ノ年月日

三、理事ノ住所氏名及生年月日

前項ノ事項中變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ變更ノ登記ヲナスコトヲ要ス

ル後ニアラサレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 勞働組合ハ協同ノ目的ヲ達スル爲他ノ勞働組合ト聯合組合ヲ組織スルコトヲ得聯合

組合ニ對シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第八條 民法第四十四條第四十五條第四十八條第五十條第五十二條乃至第七十條第七十二條乃至第八十四條ノ規定ハ之ヲ勞働組合ニ準用ス但シ總會ニ付テハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ヨリ選舉シタル代議機關ヲ以テ之ヲ代フルコトヲ得

此場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用ス

第九條 勞働組合ニ對シテハ所得稅營業稅及登記料ヲ免除ス

第十條 勞働組合ハ合併ヲナスコトヲ得此ノ場合ハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス

勞働組合ハ合併ヲナシタルトキハ二週間にニ於テ合併後存續スル組合ハ變更ノ登記ヲナシ又合併ニ依リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登記ヲナシ合併ニヨリテ設立セラレタル組合ハ設立ノ登記ヲナスコトヲ要ス

合併後存續スル組合又ハ合併ニヨリテ設立セラレタル組合ハ合併ニ依リテ消滅シタル組合ノ権利義務ヲ承繼ス

第十一條 雇主ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ組合ニ加入セス

若クハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件トナスコトヲ得ス

第十二條 勞働組合又ハ其ノ組合員ハ勞働條件

ニ變更ノ登記ヲナスコトヲ要ス登記ヲナシタル後ニアラサレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 勞働組合ハ協同ノ目的ヲ達スル爲他ノ勞働組合ト聯合組合ヲ組織スルコトヲ得聯合

第十三條 勞働組合ハ毎年一回組合ノ事業並財

産ノ狀況ニ關シ地方長官ニ報告ヲ爲シ併セテ之ヲ公告スヘシ

第十四條 勞働組合ノ選舉又ハ會議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違反スルトキハ主務大臣又ハ

地方長官ハ其ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第十五條 第四條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約力法令ニ違反スト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條 前二條ノ地方長官ノ處分ニ對シ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ其採決ニ不服アルトキ及主務大臣ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ訴願ノ提起ハ處分決定ノ日ヨリ十四日内ニ行政訴訟ノ提起ハ其ノ採決又ハ處分決定ノ日ヨリ三十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十七條 勞働組合解放シタルトキハ他ニ特別ノ規定アル場合ノ外第四條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ルコトヲ要ス

第十八條 第四條及第十七條ノ届出若ハ第十三條ノ手續ヲ爲サス又ハ第十四條ノ命令ニ違反シタルトキハ組合ノ代表者其ノ他ノ役員ヲ各五十圓以下ノ過料ニ處ス其ノ届出又ハ手續ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキ亦同シ

第十九條 第十一條ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條 勞働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキ

ハ三年以下ノ懲役ニ處ス賄賂ノ提供及交付又ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收

ス若其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサ
ルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第
二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ設立シタル労働組合ハ本法施行後
一週間内ニ第四條ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス
労働組合ノ登記ニ付テハ産業組合ノ登記ニ付テ
ハ産業組合法附則ヲ準用ス